

6月17日（木）

令和3年6月17日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

1番	有岡浩一	（郷中の会）
2番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
8番	脇谷のりこ	（同）
9番	佐藤雅洋	（同）
10番	安田厚生	（同）
11番	内田理佐	（同）
12番	日高利夫	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひまわり）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	岩切達哉	（同）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	外山衛	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	右松隆央	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	二見康之	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士	（同）
34番	徳重忠夫	（同）
35番	日高博之	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	濱砂守	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。一般質問を行います。

毛利元就と言えば、山陰・山陽地方に勢威を振った武将であります。3人の子供たちに宛てた教訓状は、「三本の矢の教え」として広く知られております。

そして、その元就の三男であるところの小早川隆景ですが、以前は敵の関係にあった豊臣秀吉に、後には豊臣政権の五大老の中の一人として重用されるに至っております。

なお、このようなことが実現したのは、秀吉の軍師でありました黒田官兵衛の存在があったればこそだと言われております。

御案内のように、官兵衛は知略の名将として、秀吉の天下統一に際しては、胎動期から統一の実現に至るまでの間はもちろんのこと、その後も幾つもの城の建設工事で指揮を執るなど、多方面に大きな功績を残した歴史上の偉人です。

さて、これから申し上げるくだりですが、これは、小早川隆景が黒田官兵衛に言った言葉だと伝わっております。

「分別の肝要は仁愛です。どんなことであっても、決断するときに哀れみの心をその基礎において判断すれば間違いありません。逆に仁愛

のない判断は、才覚がどれだけ巧みであったとしても、皆、道理に合わないことです。」

そして、その隆景であります。施政に際しては、常に相手の身分を問うことなく広く意見を聞くなど、日頃より仁愛を非常に大切にしていた武将であったと言われ、今もなお多くの人々から敬われております。うべなるかなであります。

さて、この仁愛であります。今回のコロナ禍では、ついそのときまでは想定できなかった、否、想定すべきを想定していなかったとも言えるべき、耐え難きまでの苦しさ痛さというもの、多くの人たちに様々な形で及ぼしております。

とりわけ、社会的に弱い立場にあるとされる方々への影響たるや尽きるところなく、最悪の事例では、自らの命を絶つことを選択させているのであります。誠に残酷であり、無念の上ありません。

いやしくも近代国家日本、福祉国家日本を名乗る限りは、災難から国民を守る責任については、当然、国家が負うべき政治の基本でなければなりません。

しかしながら、今回の災禍ではその期待は裏切られ、国家の力量がいかにもろいものであり、いかに無力なものであったかを、まざまざと実感させられました。

そういった中で、誠にふがいない話ながら、外国に頼るしかすべがなかったワクチン接種が、我が国でもようやく可能となり、私たちも集団免疫力によってこの災禍を乗り切れるのではとの見通しを、つらくも持てるようになりました。

そうなりますと、私どもの進むべき道は、今までのような感染拡大防止を目的とした施策か

ら、経済の回復、そして発展を目指す施策へと大きくかじが切られることとなります。

しかしながら、かじを切り、そして目指すこととなる目的地、つまり国や県が好んで口にする新しい生活様式への道行きには、様々な理由によりその流れに乗れない人たち、いわゆる社会的に弱い立場とされる人たちなどの存在が必ず出てくると思われます。

知事は、その存在も含めどう認識されているのか、お尋ねいたします。

そして、仮にもその存在があるとするなら、このことは決して見過ごすことのできない大きな問題であり、そのような面からも、今政治に求められるべきは、まさしく仁愛の政治だと信じます。

なお、仁愛の政治とは何かと問う者があったなら、仁愛の政治とは、頭で行う政治ではなく、心で行う政治、肌で感じ合える政治のことであると、私は答えます。

耐え切れぬほどのつらさや苦しさ、命がけで耐え忍ぶ人の、ちまたあふれる中、今、政治に求められているのは、紛れもなく慈悲の心ぞとの思いから、今回は名将隆景の言葉を引用してみました。

そしてまた、小早川家は吉田の荘、知事も同じ広島県の出であります。それもまた隆景の言葉を引用したもう一つの理由でもあります。

知事は、今回のコロナ禍から何を学ばれたのか、また、大きく変わるであろうこれからの時代をどう見通されているのか、さらにまた、どのような理念の下で、将来どのような郷土をつくろうとお考えか、お聞かせください。

続いて、感染拡大への対策などに関し伺います。

新型コロナウイルス感染症は、100年に一度と

も言われる過去に経験したことのないような危機であり、その影響は、人々の命や健康、暮らしや経済など、社会のあらゆる分野に長期にわたり大きく及んでおります。

3月からの第4波では、多くの地域で1日当たりの新規感染者数が過去最多を更新し、医療崩壊と言っても過言ではないほどの状況が生じるなど、第3波を上回る勢いで猛威を振るいました。九州でも本県以外の県で過去最多を更新し、特に福岡県及び沖縄県では緊急事態宣言が発出されております。

また、今でこそ落ち着いてはいますが、3月下旬には本県でも感染の端緒が見られ、5月上旬には1日当たり62名の新規感染者が発生した日もあるなど、急拡大を見せております。

そのようなことから私は、今回の第4波では年明けのときのように1日100人を超える状況になるのではとの危惧も一時は持ちましたが、幸いにも、県独自の緊急事態宣言の発令後は比較的早期に感染者数が減少に転じ、今はほぼ収まりつつあります。

第4波においては、知事は早めに強い対策を打つとの決断を県民に表明され、飲食店等への時間短縮要請や緊急事態宣言の発出などを、ちゅうちょなく実行されました。経済の疲弊著しい中での極めて難しい判断であったと思いますが、その決断と実行が、本県において爆発的な感染拡大を抑えた要因の一つではあったであろうと信じ、その努力を多とします。そして、それにも増して大きいと思うのが、県民が心を一つにしてこの災禍に対応したことであり、県民の皆様に、心から感謝の意を表したいと思えます。

さて、県内での感染がこのように鎮静化しつつあるのを見て、経済活動再開に向けての県民

の期待は日ごとに大きくなっていますが、今なお、その火種が完全に消えたわけではなく、ここで経済を再開するとなれば、再開していくスピードや規模をどのようにコントロールするのかもまた大きな関心事となっており、そこには慎重が上にも慎重なかじ取りが求められております。申すまでもありませんが、それはアクセルとブレーキの力加減やバランスの在り方によっては、また感染拡大局面に逆戻りすることへの懸念があるからであります。

ところで、今回の第4波が全国で大きく広がった要因には、変異株の影響があると言われております。そして、現在ではほとんどが従来株より感染力が強いアルファ株へ置き換わっており、それよりもさらに感染力が強いとされるデルタ株についても、既に隣県で陽性者が確認されております。

仮に第4波が収まりを見ても、次の段階に移行していく中で緩みを招くことのないよう、引き続きそのリスクに最大限の警戒が必要であると考えます。

そして、その上で知事に求められているものが、次の波への備えであります。新型コロナ対策の切り札となるワクチンが多くの県民に行き届くには、対応次第ではまだまだ時間を要すると思われまます。その間に押し寄せる波をいかに低く抑え切れるのか、そのためにも、今回の第4波に至るまでの間の対応をしっかりと総括し、次に講ずべき対策に生かしていかなければなりません。

知事は、これまでのコロナの感染拡大と対策をどのように総括し、次の波に向けてどのような対策を講じていかれるのか、お尋ねいたします。

ところで県は、6月20日までを目途に感染拡

大緊急警報を発令し、県全体が現在感染警戒区域に指定されておりますが、県独自の緊急事態宣言が発令された5月9日時点での直近1週間の人口10万人当たりの感染者数は、28.1人でありました。しかし、6月15日現在では1.0人と、かなり減少しており、今発令中の感染拡大緊急警報の扱いが気がかりであります。どうなされるのか、御見解をお聞かせください。

なお、現在の状況からすると、当然解除すべきであろうと私は思います。しかし、解除となれば、当然感染拡大の心配が伴いますが、もし解除される際にはどのような対策を講じられるおつもりか、福祉保健部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、社会的弱者の認識についてであります。

コロナ禍によって、社会経済全般に甚大な影響が及ぶ中、とりわけ非正規労働者や障がい者、高齢者、孤独・孤立状態にある方々など弱い立場にある人たちが、より大きな影響を受けているものと考えております。

そして、コロナの影響などにより、結果として、本県における自殺者が増加したことにつきましては、重く受け止めますとともに、大変無念なつらい思いを抱いております。

これからポストコロナの時代に向けて社会の在り方も変わっていく中で、弱い立場にある方々の暮らしをどう支えていくのか、今後の大きな課題であると認識しております。

知事である私にとって、県民の生命や財産を守ることが使命であります。これら弱い立場の

人たちの支援にも気を配りながら、今後のコロナ対策に万全を期し、地域経済の回復・発展に向けて取り組んでまいる決意であります。

次に、コロナ禍から学んだことについてであります。

コロナ禍によって社会に大きな負荷がかかったことで、これまで築き上げてきた医療提供体制もその脆弱性が明らかになるなど、様々な課題が顕在化いたしました。

また、感染防止のための緊急事態宣言や「まん延防止等重点措置」の実施に当たっても、国と地方の役割分担や財源などが明確になっていない部分もあり、即時対応が難しいといった課題も明らかになったところであります。

コロナ禍に対応してきたこの1年半、感染防止等のブレーキと、経済回復のアクセルのバランスの取り方は、経済のみならず県民生活に直結するものであり、非常に難しい課題であると感じてきたところであります。

そういった中であって、本県におきましても第3波が急速に拡大し、亡くなられた方が出たことにつきましては、残念に思い、重く受け止めております。

感染症対策は、「早く・強く・短く」取り組み、早期に抑え込むことが肝要であることを強く実感いたしました。

このため、第4波の対応に当たりましては、第3波の教訓も踏まえ、県民生活や経済への影響を考慮してもなお、県民の命や健康を守らなければならないとの強い決意の下、早め早めの対策を取ったところであります。

私は常々、常在危機ということを申し上げておりますが、効率性や経済性ばかりを追い求めるだけでは、新型コロナの発生など新たな危機事象に対応できなくなるおそれもありますこと

から、平時から様々な想定に基づき、万全な備えを行っておくとともに、時々刻々と変化する状況に応じて適宜的確に対策を打つことの重要性も、改めて認識しているところであります。

次に、これからの時代の見通しについてであります。

本格的な少子高齢・人口減少時代を迎える中、労働力人口の減少や地域における経済規模の縮小により、あらゆる産業での競争力の低下が危惧されるところであります。

また、コロナ禍の中で、リモートでの会議やネット取引など、世界的にデジタル化の流れが急速に進むとともに、地方回帰の流れが加速化し、企業活動の在り方、人々の行動や価値観も大きく変わっていく可能性があります。

こうした変化は、直接会って話す機会を激減させ、人間関係が希薄となることが懸念されるところであります。人と人とのつながりを、どう維持・継続していくのかという点も、大変重要な課題であると認識しております。

技術やデジタル化は、あくまで道具でありまして、大事なことは、人が中心であるということでもあります。このことに十分留意しつつ、ICTをはじめとする技術革新を活用して、誰一人取り残されることなく、県民一人一人が希望を持って暮らせる社会を築いてまいります。

次に、郷土づくりの理念についてであります。

私は、この宮崎県を、県民の皆様が心豊かに暮らすことができ、「宮崎に住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と実感できるような県にしたいと考え、地域や人の豊かな絆の中で、誰もが夢や希望を持って生き生きと活動できる安全・安心な社会づくりに取り組んできたところであります。

コロナ禍を通じて、直接会うことの大切さ、人と人との結びつきの大切さを改めて実感いたしました。社会をつくっているのは人であり、これからの未来を築いていくのも人である、このことを基本に据えなければならないと考えております。

まずは、日常生活を取り戻すこと、経済活動を元に戻すことに集中して取り組む必要がありますが、経済的な豊かさを追求するだけでなく、他者や地域社会との関わりの中で、人を気遣い思いやる心、絆づくりも大切であります。

人々に閉塞感がある中、県民の皆様が未来に希望が持てるよう、様々な課題に真正面から向き合って、しっかりと結果を出してまいりたいと考えております。

次に、これまでのコロナ対応の総括と、次の波に向けた対応についてであります。

※
昨年3月3日、県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、県民の命と健康、暮らしを守り抜くという強い使命感の下、時々刻々と変化する感染状況を踏まえながら、その対策に懸命に取り組んでまいりました。

特に、今回の第4波では、第3波の検証を踏まえ、変異株のリスクにも対応すべく、従来よりも早め早めに強い対策やメッセージを打ち出してまいりましたが、県民や事業者の皆様の御理解と御協力により、早期に感染の鎮静化を図ることができたところであります。改めて、心から感謝を申し上げます。

私は、感染症対策は「早く・強く・短く」が基本と考えており、国が指定する「まん延防止等重点措置」などについては、事前調整に一定の時間が必要なことから、現場の責任者である私の判断で、県独自の緊急事態宣言をスピード感を持って発令し、国の措置とほぼ同等の内容

となる対応を図ってきたところであります。

今後も、検査・医療提供体制のさらなる充実を図るとともに、県民の皆様の十分な御理解を得つつ、必要な感染防止対策を迅速に講じることにより、次なる波による感染拡大を防いでまいります。

最後に、今後の感染拡大緊急警報の取扱いについてであります。

現在、県下全域に発令しておりますレベル3「感染拡大緊急警報」につきましては、期限の6月20日をもって終了し、県内の警報レベルは、翌21日からレベル2「特別警報」に移行する予定としております。

これは、5月下旬以降、県内の感染が鎮静化しており、医療提供体制の負荷も改善されていることに加え、全国の感染状況も落ち着きつつあることを踏まえ、総合的に判断したものであります。

また、圏域ごとの感染状況の区分につきましては、全市町村への「感染警戒区域（オレンジ区域）」の指定を終了し、21日より、各圏域の感染状況に応じ、「感染確認圏域（黄圏域）」や「感染未確認圏域（緑圏域）」に変更することといたします。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（重黒木 清君）〔登壇〕 答えいたします。感染拡大緊急警報終了後の対応についてであります。

感染拡大緊急警報終了後も、より感染力が強いとされる新たな変異株「デルタ株」の影響等に強い警戒を続けながら、必要な感染防止対策を継続しなければならないと考えております。

このため、県民の皆様には、感染が高止まりしている地域等への不要不急の往来自粛や、飲食の場におけるみやざきモデルの取組の徹底などの行動要請をお願いしてまいります。

また、来月以降は、夏休みやお盆など、人の移動が多くなる時期を迎えることから、今後の感染状況を見極めながら、必要なメッセージの発信など、感染の再拡大を防ぐための効果的な対策に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 政治姿勢としては、まず、変わるべきところはぱっと乗り遅れない、変えてならないものもあるということの基本にというような答弁でありました。そういくべきであろうなと思います。

それから、警報については解除ということと、そしてまた部長答弁で、警戒は緩めない。特に、デルタ株あたりの心配というのは大変大きいものがありますから、ぜひとも今の姿勢で、ずっと落ち着いた状態を保っていくような心がけを強めていただきたいと思います。

さて、我が国の政府は、財政健全化を国家的命題と位置づけ、小さな政府を目指し、諸施策を進めてきました。

しかし、今回の新型コロナへの対応状況から判断するとき、果たしてそれが国民に対し責任を果たせる国家であり、国民を幸せに導ける方向への道行きであったのかは極めて疑問であります。

事実、今回のような危機事象発生時は、巨額の財政出動など大きな政府でなければ責任を果たせようはずはありません。

したがって、望むべくは、常に大きな政府の実力を温存しつつ、通常時は小さな政府で事を進めていきながら、有事に際しては大きな政府となり危機事象に対応できる政府、すなわち常に大きな政府と小さな政府を併せ持つ行政の在り方を実現すべきだと思います。

今回の対応は、ことごとく後手に回り犠牲を

増やしたと言われても弁明の余地ない中にあります。そして、その大きな原因には人材不足がありました。

そのような中、対応策として講じられた潜在看護師の活用は、今後の大きな参考となるものだと思うのであります。

例えば、企業等に様々な技術などを有する人材を一定規模抱えてもらい、有事の際には公的にその人材を活用できるような仕組みなどはできないものかなと考えます。

当然、企業も余剰人員を抱えるには困難もあるので、税制上での優遇措置など支援策も要するとは思いますが、コロナが収まれば、早速議論の対象となるであろう巨大地震や異常気象など、あらゆる危機事象などに対し、責任を果たせる国家としての体制整備に向けての税財政常任委員長としての知事の見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナへの対応に当たりましては、経済性や効率性を重視してきた従来の社会システムの脆弱性が顕在化しておりまして、平時からあらゆる危機事象を想定して備えておくことの重要性を改めて認識したところであります。

特に、医療従事者や土木技術者など、様々な専門知識や技術を有する人材は、危機や被害の拡大を防ぎ、早期の回復を図る上で必要不可欠であります。平時における戦略性を持った専門人材の確保が、大変重要な課題であると受け止めております。

私としましては、県民の生命と財産を守るため、今後、南海トラフ地震や家畜伝染病、さらには新たな感染症など、様々な危機事象に対応できる行政や社会の在り方について検討を進めるよう、全国知事会の地方税財政常任委員会委

員長としての立場からも、国にしっかりと提言し、提案要望してまいります。

○坂口博美議員 何事でもやっぱり、人ありて初めて事は成ると思います。ぜひ、本気で、全力で取り組んでいただくことを期待いたします。

新型コロナの感染が拡大し始めた頃、国民に対して、新しい生活様式への移行という考え方が国や県により示されました。

この新しい生活様式なる言葉については、長年の経験の中で培われてきた生活様式を、新しいものへと変えることを求めるのは、単なる感染防止対策としてのものではなく、これからは時代が変わるぞという考え方を促すべく、ソーシャルディスタンスというインパクトある単語を用いた誘導策としての強いメッセージであったと、私は受け止めております。

当然ながら、いかにコロナ禍にあるといえども、人と人とのつながりが途絶え、孤立やいじめなどが深刻化するなど、新しい生活様式によってこれらのつながりや絆のような貴きものまでを失うことがあってはなりません。先ほどの壇上答弁のとおりだと思います。

もし、新しい生活様式という言葉が、単に感染防止のための心がけの生き方としての呼びかけであったとすれば、その表現はあまりにも不適切であり無責任であります。少なくともそうであるなら、ソーシャルディスタンスを銘打つことは誠に問題であり、それはフィジカルディスタンスであるべきだったと思います。

コロナ後には、デジタル化の進展など生活の一部において変化していくことはありましようが、生活の在り方を全く新しい姿に変えるというものであってはならず、その言葉が、もしもコロナからの逃避先的な生活様式を意味するも

のだというのであれば、それにはそろそろ区切りをつけ、新しい生活様式という旗を降ろすべきと考えますが、知事の見解を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 新しい生活様式につきましては、ワクチンや治療法等が確立されていない未知のウイルスから県民の命と健康、暮らしを守るため、感染防止対策の取組としまして、マスクの着用や3密の回避、テレワークなどを要請してきたところであります。

その結果、人々の暮らしや働き方が多様化した一方で、人が直接触れ合う機会が激減し、孤独や孤立の問題が深刻化するなど、コロナ前は当たり前であった人と人とのつながり、絆の重要性というものを改めて実感したところであります。

私としましては、まずは、1年半に及ぶコロナ禍の経験を基に、人々がウイルスという見えない脅威を正しく恐れ、適切に対応していくことが重要でありまして、今後、ワクチン接種が進んで集団免疫を獲得し、流行がしっかり抑えられるような状況になった場合には、これまで県民に対しましてコロナ対策という文脈で求めてまいりました新しい生活様式という旗は降ろすことになるものと考えております。

その上で、コロナ禍で生じた心の距離を縮め、人と人との絆の中で安心して暮らせる宮崎らしい県民生活を取り戻せるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 やはりそうあるべきだと思うんですね。戻るところは戻さなきゃいかんと思うんですよ。

先ほどの答弁なんですけど、5月9日の宣言発出について、「感染症対策には早いことが基本と考えているので、県独自の宣言を発令することで対応してきた。それが早い鎮静化に至っ

た」との答弁でしたけれども、国が指定する「まん延防止等重点措置」と県の独自宣言とはどこがどう違うのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県独自の緊急事態宣言におきましても、外出自粛や営業時間の短縮要請など、国の「まん延防止等重点措置」と同等の対策を講じることが可能であります。

国の「まん延防止等重点措置」に指定されますと、時短要請に応じない事業者への命令や過料など、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、私権の制限を伴う措置が可能となりますが、その指定に当たりましては、まず、県から国へ要請を行い、その後国において専門家で構成される分科会への諮問や国会への報告、そして最終的には対策本部で決定するという一連の手続が行われ、一定の時間を要することとなります。

今回の第4波への対応では、一刻の猶予も許されない深刻な感染状況の中で、本県としては、まずは、迅速に対応が可能な県独自の緊急事態宣言の発令を行ったものであります。

○坂口博美議員 効力はまん防のほうがあるということで、制限力がありました。

それで、県独自の緊急事態宣言を出そうということ判断するのは、どの時点で、何を根拠としてなされるのか、発令までの一連の流れについて部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県の対応方針におきまして、県独自の緊急事態宣言の発令は、県内の感染状況が、国が示すステージ4相当になることを目安としておりますが、実際の発令に当たりましては、新規感染者数や医療提供体制、全国の感染状況などの今後の見通しも

踏まえながら、総合的に判断しております。

なお、発令の際には、事前に新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催いたしまして、医療関係の専門家等の御意見を伺うとともに、市町村長とも意見交換を行い、最終的には県の対策本部にて、その方針を決定しております。

○坂口博美議員 分かりやすそうで分かりにくかったんですけど、発令の必要を判断するというのは、県民に時短など何らかの制限なりを求めないと、いよいよ危険な状態に至るとということが避けられないと予測できるところまで来ているということなのか、それとも、いやいや、そこまでは深刻ではないと。まだまだ時間的には余裕ありだ、そういう状況だということなのか、再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 緊急事態宣言は、県民生活や地域経済に大変大きな影響を及ぼしますことから、県内外の感染状況や今後の見通し等を慎重に見極めた上で、感染爆発が目前に迫るような段階におきまして、その発令の判断を行っております。

○坂口博美議員 じゃ、判断してから協議会を開いて本部会議を開く、そしてということになると、それに要する時間はどうなっているんですか。またそこで、宣言が効力を発揮する、実際それが実行されるというところ、そこまではどの程度の日数を要するのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 緊急事態宣言の発令に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、専門家や市町村長との意見交換を行った上で、県の対策本部を開催し、その方針を決定いたします。さらに、県民や事業者の皆様へ行動要請を行うに当たっては、一定の周知期間も必要となります。

このため、庁内での発令の意思決定から、実際の発令を経て、最終的に県民や事業者の皆様に対する具体の行動要請の開始までには、4～5日程度の期間を要することになります。

○**坂口博美議員** 県独自で出すのは、国との協議の期間があるからということで、独自で早期に対応だと言われたんですけど、その県独自の宣言を出すのに、国との調整というのは必要ないのか、知事にお伺いいたします。

○**知事（河野俊嗣君）** 県独自の緊急事態宣言の発令自体には、国との調整は必要ないものがありますが、具体的な対策として、飲食店等への営業時間短縮の要請を行う際には、事業者にお支払いする協力金につきまして、国の交付金を活用するために、具体的な感染状況や時短要請の必要性等につきまして、国との事前協議を行うこととなります。

○**坂口博美議員** 現実として、財政支出を伴わない宣言というのは、現実的にはあろうはずはないと思うんですね。ですから言えば、県独自の宣言でも事前協議は要するという理解では間違いですか。

○**知事（河野俊嗣君）** この新型コロナ対策は、飲食の場が感染拡大の急所と言われておりますので、飲食店等への営業時間短縮の要請は、最も効果的な対策の一つであり、このため、通常、県独自の緊急事態宣言の発令に伴い、飲食店等への営業時間短縮を行うわけでありませう。

国の交付金を活用するため、県独自の緊急事態宣言でも、それに伴う国との事前協議が必要ということになります。

○**坂口博美議員** そうなりますと、県独自の宣言でも、大きくその日数の差はないということになります。先ほどの知事答弁は、ちょっと今

のを聞くと、唇が寒くなられたんじゃないかなという気もするんですけど、宣言なりまん防の要請が必要な状態に至ってから、その実行までは4～5日かかると。あるいはそれ以上の時間が過ぎてしまうということに、今の一連の答弁ではなりません。

場合によっては、その間に爆発的な拡大も起こりかねないわけでありまして、国との事前調整には、合理性でありますとか必要性などに大きな疑問を感じます。知事の所見を伺います。

○**知事（河野俊嗣君）** 重要な御指摘だというふうに受け止めております。

全国知事会でも、調整に要する時間を改めて見直すべきではないかという強い議論がなされているところであります。

時短要請に伴う協力金につきましては、第3波以降、国がそういう財源を用意した、そのことに伴い一定の時間が必要になってきたということがございます。

また、「まん延防止等重点措置」は、国の緊急事態宣言に至る前に機動的に対応すべく、より強い権限を持った措置を新たにつくったところ、私権制限に当たるものですから、慎重な検討が必要になってくるということで時間がかかってしまう。感染症対策の基本であるスピードを重視することの観点からは、そのような問題が顕在化したところでありまして、国との適切な役割分担の下、責任者である知事が、必要な対策をちゅうちょなく迅速に打てるような環境整備を、今後とも国に強く要望してまいります。

○**坂口博美議員** そこはすごく大事なところだと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

ところで、この第5波に向けての感染拡大防

止対策については、さっきの答弁では、少なくとも発症の予防効果に科学的な根拠を持つとされているワクチンでありますけれども、このワクチンについて触れられませんでした。第5波に備えるべく、これに寄せる期待というのはどう思っておられるのか、本県におけるワクチン接種の現状及び見通し、そして課題や対応などと併せ、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルスワクチンにつきましては、臨床試験におきまして約95%という高い発症予防効果が確認されておりました。重症化予防効果についても期待されております。

それらの効果を生かすためにも、1人でも多くの県民の皆様にも1日でも早く接種することが、感染収束の切り札になり得るものであると考えております。

本県におけるワクチン接種は、現時点で、医療従事者は6月末までに完了する予定となっております。また、高齢者につきましては、4割を超える方々が1回目の接種を終え、7月末までに完了する見通しであります。

今後は、一般接種とともに職域接種が進められていくものと考えておりますが、一般接種におけるワクチンの供給スケジュールが示されていないことに加え、医療従事者の継続的な確保や職域接種を希望する企業への支援など、課題があるものと認識しております。

県としましては、引き続き国に対して具体的なワクチン供給スケジュールを示すよう要望してまいりますとともに、できるだけ早期に県民にワクチンが届くような必要な取組を強化してまいります。

○坂口博美議員 感染予防効果については、このワクチンはどう評価されているのか、お伺い

いたします。

○知事（河野俊嗣君） ワクチン接種が進んでいる諸外国におきましては、感染者数が激減しておりますが、ワクチン接種はコロナ感染そのものを防ぐものではなく、あくまで発症を抑えるものであります。その感染予防効果につきましては、期待はされておりますものの、臨床データ上、実証されているものではありません。

このため、ワクチン接種によりマスクが不要といった報道が諸外国でなされておりますが、ワクチン接種により感染が完全に防げるものではないため、接種後も感染防止対策が必要となります。

県といたしましては、県民に対し、このようなワクチンの効果に対する正確な情報を、様々な機会や媒体を通して広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 その情報、正確な情報も大切だと思うんですね。5%の方に効果がないとなると、そこがやっぱり盲点になると思います。

国と県の責任について伺います。

自国での製造が不可能なワクチンを海外から確保する事務については、100%国が責任を持つべき外交課題であります。

その履行が大幅に遅れ、今ようやく緒に就いたや、その間を入れず、国は全国の市町村に対して、7月末までに65歳以上の希望者全員への接種を終了させることを求めました。

もともと感染症の予防に係る事務につきましては、法により国及び地方公共団体が責任を持つべきとされております。

そして同時に、法はその円滑な運営のため、感染症の予防に要する経費及び臨時の予防接種に要する経費については、その全部または一部

を国が負担するものと定めております。

さて、今回県は、ワクチン接種体制が不十分な自治体への支援策として10億円近い予算を組み、支援を行うことといたしました。

ところが、その中の約2億5,000万円につきましては、包括支援交付金が交付されておりますけれども、約7億円については、県は地方創生臨時交付金から歳出する単独事業としております。

本来であれば、この経費については、国は一律の交付金の上に積み上げて調整して本県に交付しなければいけない性格の金だと思えますが、そのために何らかの行動を取られたのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） ワクチン接種につきましては、予防接種法に基づく国の指示により行うものでありまして、全額国が財政措置をすべきものと考えております。

これまでも全国知事会を通じて要望してきておりまして、国において一定の支援メニューが講じられてきたところではありますが、さきの市町村支援事業につきましては、7月末までに高齢者接種を完了するために、独自の支援措置を講ずる必要があったことから、使途の自由度が高い地方創生臨時交付金を活用した事業の構築を図ったところでもあります。

御指摘のとおり、ワクチン接種に係る経費につきましては、緊急包括支援交付金等により措置されるべきものでありますことから、先般、全国知事会を通じまして、今回行いました上乘せ措置を含む県独自の対策についても交付金の対象とするよう、河野ワクチン担当大臣に要請したところでもあります。

ワクチン接種につきましては、引き続き一般接種などについても早急に進めていく必要があ

りますので、必要な財政措置につきまして、今後とも国に強く求めてまいります。

なお、1点修正させていただきます。

先ほどコロナ対応の総括の答弁の中で、本県で初めて感染者が確認されたのを、私、3月3日と言ってしまったようでありますが、3月4日の誤りでありましたので、おわびして訂正いたします。

○坂口博美議員 すごく本当に大きいことだから、ぜひ勝ち取っていただきたい。やっぱりしっかり責任を明確に分けていただきたいと思えます。

河野知事にとって3期目の任期というのも、実質で1年半ほどとなりました。その後のお考えについては分かりませんが、もし4期目を目指すとされるなら、いわゆる長期政権ということになります。

長期政権の是非はともあれ、本県ではこれまでに、黒木博知事と松形祐堯知事の2人がこれに当たります。松形知事の名君ぶりについては、この部屋の一番高いところに、松形氏と郷土を同じくされる中野議長がおられますので、私からは控えますが、黒木知事につきましては、昭和30年に就任以来6期約20年間、その職にあらられました。

そして、その間の特筆すべき大きな功績は、何といても、4期目の昭和49年にアジアのノーベル賞と言われるマグサイサイ賞を受賞されたことであらう。

受賞の理由については、3期目までに取り組まれた農業振興と観光振興であり、農業分野では防災営農や施設園芸、さらには人材育成のためのSAP活動の提唱など、極めて先駆的な農業政策の展開であります。

また、観光分野では、岩切章太郎氏とのタッ

グで本県の魅力などを存分に表現し、一大観光地として、また新婚旅行のメッカとして成長させた観光政策の展開などがありました。

ちなみに、マグサイサイ賞を受賞したのは、国内では昭和39年岡山県の三木知事、平成7年大分県の平松知事と合わせ3名のみであります。

これらからして、長期に政権を担う場合には、そこには、何か大きなことを成し遂げる、他の人にはできないことをすさまじいまでの情熱を持ってつくり上げる。さような実績の上に立ってほしいものだと考えるところでありませぬ。

今回のコロナ対策では、先ほどの一連の質問と答弁のように、1分1秒を争うようなケースにでさえ、国と地方との役割、責任、そしてその背後にある法や制度、あるいはその運用などに、極めて曖昧なる部分や不条理、不合理なる部分などがありました。

その実行に際しての流れを見ると、まさしく泥縄的愚かなる設計であるとしか言えませぬ。

河野知事には、まずは全国知事会の地方税財政常任委員長としての立場からは、法や制度にまで踏み込んで、そしてまた、申しあげましたような、現場や現実の状況に合わないような実態については、国に対し、あるべき姿に改めさせるなど、「ここに宮崎の河野あり」と、その存在を外に示してほしいものであります。

また、内に向けては、政治家たる宮崎県知事として、3期12年で何を成し遂げ、そして何をつくり上げようとされているのかを示してほしいところでありませぬ。御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナへの対応

や、地方税財政のあるべき姿を考慮いたしますと、現在の国、地方の制度には課題が山積しております。

このような中、私は、昨年11月に地方税財政常任委員会委員長に就任いたしまして、その後、地方一般財源総額の確保・充実や、新型コロナ臨時交付金の増額、また、防災・減災、国土強靱化対策などを国に強く要請し、その実現に結びつけてきたところであります。

こうした制度の見直しや政策の実現のためには、全国知事会における議論や国との協議を重ね、真に地方にとっての財源確保につながるよう取り組んでいく必要があります。

私としましては、これまでの経験も生かして、地方のため、そしてこの宮崎のために、自分だからこそできる改革に取り組んでまいりたいと考えております。

また、私は知事就任以来、3期10年余り、この愛する宮崎のために全身全霊を傾けて県政運営に邁進してまいりました。

当初、口蹄疫からの復興という課題に直面する中で、農畜産業の再建やフードビジネスの取組、さらに海外輸出までを見据えた経済の振興に取り組み、全国和牛能力共進会におきます内閣総理大臣賞受賞や、農畜水産物の輸出増につながっているところであります。

現在直面しております大きな課題は、人口減少問題への対応であります。将来にわたって安心でき発展につながる基盤を整備するため、高速道路の整備をはじめ、防災庁舎や県立宮崎病院の整備、宮崎カーフェリーの新船建造、国民スポーツ大会に向けた施設整備などに取り組んでまいりました。

今後とも、人口減少の進行、科学技術の進展など様々な社会の変化が進んでいくものと考え

られますが、こうした中であっても、将来を見据えて持続可能な宮崎県の土台をつくっていくことが、私の使命であると考えております。

御指摘にありましたような先輩知事方の立派な業績にもしっかりと学びながら、コロナ禍による様々な社会変化やデジタル化等も見据え、世界の中で本県が輝きを放ち存在感を示すことができますよう、そして県民の皆様が真の豊かさを実感できるよう、全力で取り組んでまいり所存であります。

○坂口博美議員 やっぱりその裏づけの一つは財源だと思いませんか。この前の骨太方針を見てみますと、一つには2021年水準を向こう3年間確保していくということがうたわれました。安心できそうで、じゃ、社会保障費の自然増、これは1兆円規模の中でどうやるのかなという不安も秘めておりました。そこらも含めて、しっかりと力を入れて仕事をやってほしいと思います。

そこで一つ、財政問題について伺います。先ず、先進国の公共投資額の2016年値の1996年比を見ますと、日本は0.57倍、米国1.9倍、フランス1.47倍、韓国2.48倍、英国3.39倍など、今回の日本国の実力の低さを裏づける数字であると感じ、戦慄を禁じ得ない気持ちであります。

このような中であってなお、骨太の方針では2025年のプライマリーバランスの黒字化を唱えております。「財政健全化至上主義」が誠にもって信頼するに足りなかった理論であることへの反省を感じ取られる内容とはなっておりません。

このような、まず初めに財政健全化ありきの考え方が、1995年以来のデフレに悩まされてきた我が国の企業投資や賃金圧縮などを招き、劣

悪な内需の拡大を大きく阻止し続けるに至り、これが我が国のインフラ整備の遅れと相まって、災害時の大きな損失や経済成長の妨げになっていると考えます。

国においては、もうそろそろ財政健全化至上主義から目覚め、日本の遅れを取り戻し、国家・国民に責任を持てる国づくりに向かうべきであります。機動的かつ積極的財政の施政を行うべきであります。

御案内のように、中国はインフラ投資分野への数十億ドルの拠出を表明し、米国は2度にわたっての巨大投資表明を行い、そしてこの3月12日には、約200兆円の追加投資により、3度目となる国民への現金給付、さらに1か月を待たずして、同じく200兆円の雇用計画をまとめております。

これは、「今、米国が抱えるべきは、コロナと中国という脅威に対する戦争である」との判断に立っての施策であり、かの緊縮財政論で有名なカーメン・ラインハート氏ですら、「まず戦争を戦うことを考えよ。どう戦費を調達するかはその次だ」と述べております。ポール・クルーグマンも、「戦時中の財政支出は、戦争に勝つために必要なだけ出すものだ」と言っております。

コロナ禍での経済損失の深刻さを実に正しく認識したものであり、今、米国では、「経済政策の静かなる革命が生まれている」と言われていることも、そのものであると思えます。

今の日本には、間髪を入れず大規模な財政出動が不可欠だと思いますが、どうお考えか。そして、国に対し、どう働きかけられるおつもりか、知事の御所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 長期的な視点から、財政健全化に取り組んでいくこと、これは極めて

重要な課題であると認識しておりますが、御指摘のとおり、コロナ禍という未曾有の国難において、財政健全化だけにとらわれて、必要な対策を取れないことがあってはならないと考えております。

度重なる感染の波に、医療のみならず、社会経済の様々な方面に深刻な影響が長期化している今こそ、補正予算等を通じた大規模な財政支出により、感染症の徹底的な抑え込みと経済活動の回復に全力を挙げる必要があると考えております。

そして、経済対策としての国土強靱化等の推進を通じた南海トラフ巨大地震の被害軽減や高速道路のミッシングリンク解消等は、本県はもちろん、全国的にも必要な課題であると考えております。

このため、地方税財政常任委員会委員長として、全国知事会の提言に明記し、先日も国に要望を行ったところであります。今後、国政の動きも注視しながら、政府・与党に全国と本県の声を力強く届け、実現を図ってまいります。

○坂口博美議員 長期的な課題、それからもう直面しているのは、やっぱり大型補正ですね。これはやっぱり、いろんな事情から見て避けられないんじゃないかなと思います。これにも、その獲得に全力を尽くしていただきたい。本県分の獲得ですね、それをお願いしまして、F35B問題につき伺います。

今年4月4日には、国から何の連絡もないままに、「F35B宮崎配備へ」との新聞報道がなされ、これを本県議会は緊急かつ重大なる問題と判断し、「航空自衛隊新田原基地に関わる事項について速やかな情報提供を求める意見書」を送付したところであります。また、その際県は、情報収集の在り方につき、これまで以上に

積極的に対応していきたい旨の発言をしてもおります。

そのような中、小松基地に4機のF35Aが配備される旨の報道が去る2日になされ、併せてF35Bについても、新田原基地に配備の方向で調整に入った旨も同時にされました。

ここで、国の人事異動や組織の改編時期などを考えるときに、部隊の設置などについては既に決定がなされている時期ではないかと考えるのでありますが、県あるいは周辺自治体では何らかの情報をお持ちではないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県におきましては、F35B配備に係る4月の報道以降、継続的に情報収集を行っておりまして、九州防衛局に対しましては、ささいなことでも情報提供を行うよう、強く申入れを行っております。

そのような中、他県の地方紙ではありますが、「F35Bが新田原基地に配備の方向で調整に入った」旨の記事が掲載されたことにつきまして、すぐに九州防衛局を通して防衛省に事実確認を行ったところであります。

九州防衛局からは、現時点においても、「新田原基地も有力候補地として検討中であり、その決定の時期については調整中」との回答がありました。

また、周辺自治体にも確認を行いました。特段の情報はない」とのことでありました。

○坂口博美議員 今お答えになったように、「決定の時期は調整中」という返事であれば、それで終わりにするのではなくて、これからどんな調整をいつまで行って、いつ決定を見るのかを確認して、初めて一人前の大人の交渉だと思えます。知事の所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、調整

中という回答で納得すべきではないと認識しております。

このため、新田原基地に配備が決定するしないに関わらず、決定までのプロセスや時期、配備される部隊の人員体制、騒音を含む環境への影響、安全対策等につきまして、危機管理局を通じ、九州防衛局に対しまして確認を行っているところであります。

今後とも、県民の安全・安心に関わる案件につきまして、受け身の姿勢ではなく、積極的な姿勢で対処してまいります。

○坂口博美議員 九州防衛局という話ですけど、やっぱりこういったレベルの話となると、九州防衛局では無理で、逃れる道をつくってしまうと思うんですね。こうなると、防衛大臣など本省の政務方との話でないと駄目だろうと思うんです。それもトップの知事が行かれて、直接、交渉をやる、それが必要だろうと思いません。

さて、もしもF35Bが新田原に配備されるとなると、現在建設中の弾薬庫、この設置と相まって、敵方からすれば、これらが建設される前の新田原基地から受ける脅威の大きさと比べ、弾薬庫あるいは弾薬庫とF35Bの双方を備えた基地から受ける脅威というのは、格段に大きくなると思います。明白であります。

そうなりますと、当然のこと、有事の際には敵国からの攻撃の危険度は大きく高まるものと考えますが、知事は、これらが整備されることでの敵国からの攻撃リスクについてはどう判断しておられるのか。そして、県民の安全についてはどうやって守ろうとされ、また国にはどうやって守らせるおつもりか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 現在、我が国を取り巻

く安全保障環境は厳しさを増しております。国は、中国や北朝鮮の軍事動向を念頭に、九州・南西地域の防衛体制の強化を図っているものと認識しております。

このような中、新田原基地の機能が強化されれば、例えば、ミサイルによる攻撃対象としての脅威が高まるなど、より一層、県民の安全・安心の確保が求められるものと考えておりません。

私は、基地を有する自治体の長としまして、国に対し、F35Bの配備を検討する以上、あわせて、そのリスクを含めた諸課題につきましても具体的な対策を検討するよう、強く求めてまいります。

○坂口博美議員 国益あるいは公衆の安全、国防、その重要性は十分分かるんですけども、それがためのその安全というのは、それ以上にやっぱり知事には責任があるということを重ねて申し上げておきたいと思えます。

今回のコロナ禍で、冒頭の質問でいろんなことを学ばれたという答弁をいただきました。国家の運営についてであります。まず財政健全化ありきか、それともまず国家・国民の健全化ありきか、そのどちらを大事にするのかということだと思えます。

先ほど、対1996年の公共投資比率を申し上げましたが、これは、自民、社会、さきがけ、この連立政権、1994年だったと思えます。そのときの大蔵大臣、武村正義大臣のときに、「財政危機宣言」というのをなさいました。そこに、この流れの原点があると思えます。

予算編成時になると、それからはもう毎年ですけれども、まるで合い言葉のように言われてきた財政危機、歳出削減による財政の健全化、それによる結果が先ほどのようなインフラの遅

れです。

特に将来に向けての投資、子供たち、有権者じゃないものだから、そこに対しての歳出の抑制というのをやって、今のような情けない国家になってしまったと思います。

インフラは当然ですけれども、今回のような危機事象に際して、世界に恥ずかしくない日本へと導いていただきたい。そういうところへ二度とつなげてはいけないと思います。知事は、それをぜひとも御理解いただいて、全力でこの全国知事会の中で、思う存分の実績を上げていただきたい、力を致していただきたいと思いません。

以上で一般質問を終わります。(拍手)

○中野一則議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) なかなか一番になれません。県民連合宮崎、満行です。

今日は何の日。今日は薩摩の日です。イギリスのハリー・パークス公使が薩摩に上陸した日です。旧薩摩藩であった中野議長や私たちからすると、思い出深い日だなど思っているところでもあります。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、地方財政の充実・強化についてであります。

新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時に対応が求められています。

また、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地方交通の維持・確保など、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高

まりつつあります。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する公務職場の実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタルガバメントへの対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。

しかし、コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、2020年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安があります。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要など地方の実情をしっかりと把握し、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に強く要請するべきと思います。

さきの全国知事会全体会で提言をまとめたとも聞きます。地方税財政常任委員長の立場でもある知事の答弁を求めます。

次に、時間外勤務の実態です。

コロナ禍でどの法人・組織も、その対応に大きなエネルギーを使っています。行政機関も例外ではないと思います。とりわけ保健所や衛生環境研究所、福祉保健を担当する各部署などは、大変な状況が続いていると思います。ワクチン接種対応も急がれています。

気がかりなのは、職員の時間外勤務の実態です。「何々対策室」なるものが次々にできていますが、職員の増員ではなく、各部署からの応援態勢で動いている。それぞれの部署に余裕があつて、そこから引き抜いているわけではありません。本来の業務があります。どの部署も大

変な勤務実態ではないかと思えます。

この状況が1年以上続いています、終わりはまだ見えない。職員の健康管理が不安でもあります。

福祉保健部職員の時間外勤務の実態、個々人の負担軽減の対策はどうなっているのか、福祉保健部長に聞きます。

以下、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。地方一般財源総額の確保についてであります。

本県のように財政基盤の脆弱な自治体におきましては、地方交付税を含む地方一般財源総額の確保・充実を図ることが、県民生活を支えていく上で極めて重要であります。

また、コロナ対策やデジタル化への対応など、新たな行政ニーズにも的確に対応していくことが求められておきまして、令和4年度の地方財政計画において、必要な財政需要を確実に積み上げるとともに、安定的な地方財政運営のための地方一般財源総額の実質同水準ルールが堅持されるよう、5月に、本県の令和4年度「国への提案・要望」を行うとともに、全国知事会におきましても、今日10日、その原案を決定し、地方税財政常任委員会委員長としての要望活動を行ってきたところであります。昨日もオンラインで、総務省の熊田副大臣に要望を行ったところであります。

先日、いわゆる「骨太の方針2021」の原案が明らかとなり、この実質同水準ルールが、令和3年度地方財政計画を基準として、令和4年度から3年間適用されるという案が示されたところであります。今後、この案がしっかりと決定され、地方財政計画において、必要な経費が適切に反映されるよう、あらゆる機会を活用し

ながら、国へ強く要望してまいります。以上であります。 [降壇]

○福祉保健部長(重黒木 清君) [登壇] お答えします。福祉保健部の時間外勤務の状況等についてであります。

新型コロナ対応の影響から、令和2年度の福祉保健部職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は、令和元年度と比較して約3割増加しており、特に感染拡大時において、患者の疫学調査等を実施する保健所や、入院・入所調整に携わる部署において大幅に増加しております。

これまで、必要な組織・人員体制の充実を図るとともに、部内各所属における適切な業務分担、会計年度任用職員の任用や、業務の外部委託も進めてきたところであります。

さらに、宿泊療養施設の運営等に当たりましては、庁内の他部局のほか、市町村職員にも応援をいただくなど、特定の所属や職員に負担が集中しないよう取り組んできたところであります。

今後とも、職員の心身の健康に十分留意し、その負担軽減も図りながら、新型コロナ対応に万全を期してまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○満行潤一議員 3割増と聞いてびっくりします。今までも、それなりの残業というのは実績があったんだろうと思いますが、それを3割増と。やっぱり長期化しているから、大変気がかりです。

今、そうやって部の実態を聞きましたけれども、知事部局の人事を担当する総務として、どのような時間外勤務削減や職員の負担軽減を図っておられるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(吉村久人君) 新型コロナウイルス

ス感染症対策について、福祉保健部の体制の強化と職員の負担軽減を図るため、これまで、「ワクチン接種担当」などの新たな組織の設置や、特命チームによる業務支援に取り組むとともに、職員の前倒し採用や、他部局からの年度途中での人事異動による職員の配置など、全庁的な対応を行っているところでございます。

また、PCR検査など夜間の業務が生ずる所属におきましては、長時間の勤務とならないよう、勤務時間を弾力的に運用しております。

なお、長時間の時間外勤務を行った職員については、健康管理医による面談の実施など、健康状態の把握にも努めております。

今後とも、必要に応じて職員の配置や組織の見直しを行うなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、職員一人一人の健康管理に目配りいただきたいと思えます。

次に、若者の県内定着についてです。

若者の県内定着は、本県の大きな課題ですが、コロナ禍にあって、県外への就職を希望していた高校生が県内就職を選んだとの報道を見聞きします。

教育委員会がまとめた県立高校生の就職内定率を見ると、99%を超えています。この数字、率直に評価したいと思います。

また、県内比率がここ数年高まってきています。今年3月卒業の県内比率は61.6%、昨年3月が59.2%、2.4ポイント上がっています。これまで頑張ってきた関係者の努力を評価しますが、それでもやっと60%超えです。今後の取組を注視したいと思います。

知事部局や市町村、地場企業との連携強化など、今後どのような展望を持っておられるのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校生の県内就職につきましては、県の関係部局や宮崎労働局などと連携し、企業説明会やインターンシップ等の取組を行っております。

また、就職支援エリアコーディネーターを県内6地区に配置し、地元企業の求人開拓など、企業と生徒をつなぐ取組も実施してまいりました。これらの成果として、県内就職率は6年連続で上昇してきたところであります。

しかしながら、全国平均を下回っている状況でありますので、県教育委員会といたしましては、求人要請のための企業訪問や、対象を保護者にまで広げた企業説明会の開催、さらには、地元企業に対して長期現場実習受入れのお願いなど、これまで以上に関係機関や地元企業との連携強化を図り、県内就職の促進に向けて積極的に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 ぜひ、1人でも多く県内定着できるように、今後とも努力いただきたいと思えます。

次に、県境を越えたワクチン接種について伺います。

ワクチン接種は、住民票のある市町村での接種が原則となっておりますが、県境を越え、幼稚園、小・中・高に通う子供たち、通勤者、また医療や福祉サービスを受けている人たちに対する接種はどうお考えなのか。

鳥取市と隣接する兵庫県の1市6町は、自治体の枠組みや県境を越えて、新型コロナウイルスのワクチンの接種を受けられるよう、協定を結びました。協定は、県境を越えて63の医療機関でワクチン接種が受けられると定めていて、住んでいる自治体以外の地域に通院、通勤している住民にとっては、選択肢が増えることになります。

鳥取県の平井知事と兵庫県の井戸知事との間で、県境を越えたワクチン接種ができるような体制をつくることで合意したことによって、実現したものです。

本県では、このような隣県との協定を締結する考えはないか、担当部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナウイルスにつきましても、原則、住民票所在地の市町村で接種を受けることとされており、市町村におきましても、住民基本台帳の人口により接種計画を作成いたしまして、接種を進めているところでございます。

一方で、県内では、市町村と地域医師会の連携により、市町村域を越えた広域の接種を行っているところもあります。

現時点で、県境を越えて接種を行いたいとの市町村からの相談は受けておりませんが、今後一般接種が進む中で、要望等がありましたら、個別に相談に応じてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 了解です。

次に、県信用保証協会のコロナ融資実績に関して伺います。

2020年度、新型コロナウイルス関連融資が1万2,000件余、過去最高だったと聞きました。バブル崩壊やリーマンショックなどの経済危機を超える状況のようでもあります。件数、融資額のピークは、初の緊急事態宣言が発令された後の昨年6月で、その後は安定しているようではありません。

県は、この県信用保証協会のコロナ融資実績について、どのように分析されているのか。今後、事業者に対する新たな支援制度など検討されているのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県信用保

証協会が保証を行いました令和2年度の新型コロナ関連の融資実績は、1万2,163件の約1,737億円で、これは、過去最高の融資額でありました、平成20年度のリーマンショック時の3倍を超えております。

その内訳を業種別の件数で見ますと、建設業、サービス業がそれぞれ約2割、次いで、小売業、飲食業となっており、特に飲食業は、前年度比で4倍を超え、大幅に増加しております。

また、融資期間は8年から10年間が約7割、元金返済を猶予する据置期間は、1年以下が約半数となっております。

融資のピークが昨年の5月、6月でございましたので、多くの事業者の元金返済が始まる時期を迎えており、新型コロナの影響で業況が回復しない中、事業継続のための経営改善を支援する取組が、より重要になっております。

このため、本年2月に、県、金融機関などで構成します「中小企業支援ネットワーク」を再構築したところであり、関係機関が連携・協力しながら、事業者に寄り添った支援を行っていくこととしております。

○満行潤一議員 次に、生活困窮者対策についてであります。

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業や失業などで、一時的に収入が減少し、当面の生活資金で困窮した人への緊急小口資金、総合支援資金の貸付事業などを行っています。

また、緊急小口資金等の特例貸付けについて、総合支援資金の貸付けを終了した世帯や、再貸付けについて不承認とされた世帯に対して30万円給付する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」も新設されましたが、

支援金の対象者は限定されています。

一人一人の困窮状況を把握し、丁寧なフォローが必要です。貸付金だけではなく、支給制度などの充実や就労先の確保を図らなければ、先の見えないこの状況下では借金だけが重くのしかかり、生活に行き詰まってしまう。

生活福祉資金の現状と課題を、部長にお聞きします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の生活福祉資金の特例貸付けにつきましては、令和3年6月4日時点で、緊急小口資金は7,600件、総合支援資金は6,692件となっておりますが、コロナの影響が長期化することにより、利用後の自立に向けた支援が課題になります。

このような状況を踏まえ、償還開始が令和4年4月以降となるように猶予されるとともに、所得が一定水準以下の世帯については、償還免除が行われることとなっております。

また、福祉事務所に設置しております生活困窮者の相談支援の窓口におきましては、必要な方について一人一人の状況に応じた支援プランを作成し、ハローワークと連携した就労支援等に加え、他の給付金も活用しながら、利用者がしっかりと自立して生活していけるように寄り添った支援を行っているところであります。

○満行潤一議員 福祉保健部長が続きますが、介護保険料についてお尋ねします。

65歳以上が払う介護保険料が、20年間で2倍になっています。制度が始まった2000年度は、全国平均で2,911円、今年度は6,014円、本県は5,955円。ほぼ全国平均ですが、高齢化が進行し、要介護者も増加、介護サービスが増大しているのが原因です。団塊世代全員が75歳以上となる、いわゆる2025年問題もあり、必要な介護サービス確保と保険料負担額のバランスが問題

となってきています。

年金から差し引かれ、介護サービスを受けると、さらに自己負担が増える。高齢者にこれ以上の負担増は厳しいと思います。コロナ禍で、サービスの中止、また外出を控える高齢者も多く、認知機能や身体機能の低下が今後大きな課題になると思われま。

そこで、2つお聞きします。今後の介護保険料の在り方、ポストコロナにおける高齢者の身体機能の維持策についてお尋ねします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） まず、介護保険料の関係でございますけれども、本県の介護保険料の平均月額、令和3年度から、65歳以上で5,955円となっております。制度が発足した平成12年度と比べて2,802円の増加となっておりますが、高齢化の進行により、今後も増加が見込まれております。

県といたしましては、制度の持続可能性を高めるためには、健康寿命の延伸が必要と考えておりまして、市町村が実施する介護予防事業への理学療法士等の派遣や、高齢者の自立を促すため、様々な専門職が集まってケアプランを検討する自立支援型地域ケア会議の推進等の市町村支援を行っているところであります。

また、国の社会保障審議会におきましても、被保険者や受給者の範囲など、給付と負担のバランスを図る観点で、介護保険料の在り方について議論が行われておりますことから、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の身体機能の低下のお話でございますけれども、コロナの感染拡大に伴い、特に高齢者におきましては、外出の機会が減ることにより、身体機能等の低下が懸念されます。

このため、市町村におきましては、自宅です

きる体操動画をケーブルテレビで放送するなど、高齢者が居宅において健康を維持できる取組や、健康状態の確認のために調査員が高齢者宅を訪問する取組等を行っているところであります。

また、感染が落ち着いた地域では、健康の維持と社会参加の機会を確保するため、感染防止対策を講じた上で、体操教室を再開しております。

県といたしましては、今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、高齢者が地域で生き生きと暮らせる取組を推進してまいります。

○満行潤一議員 コロナ禍では、ある程度仕方がないんですけど、ぜひ、できるだけそのダメージを抑えるように努力いただきたいと思っております。

次に、医師確保について知事に伺います。

臨床研修医が、県内過去最多の64名になりました。2000年度に始まった臨床研修医制度は、医師免許取得後2年間の臨床研修が義務づけられました。少ない年は29人だったものが、修学資金制度創設、医学部入学地域枠創設や、自治体、県医師会、宮崎大学で組織する「地域医療支援機構」創設など、本県での魅力ある研修制度充実の成果だと思っております。これまでの関係者の皆様の努力に敬意を表したいと思います。

しかし、宮崎東諸県医療圏に全県下の医師の過半数が集中している医師偏在の実態は、変わりはありません。宮崎東諸県医療圏以外の医療圏は、全国平均以下の医師不足の状況であります。医師の高齢化など、地域の医療確保には多くの課題が山積しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止で、本県の医療体制の脆弱性も明らかになりました。

12県の知事で結成する「地域医療を担う医師

の確保を目指す知事の会」のオンライン会議で、河野知事は、「医師養成を担う宮崎大学への財政的支援を国に求めていくことが重要だ」として、医師確保に国の財政面での手厚い対応を求める考えを示されたとのことでした。

今年度、県内で臨床研修を始めた医師が過去最多の64人となったことを受けて、今後、医師確保をどのように進めていこうとお考えか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 今年度、過去最高となる64名の臨床研修医を確保できましたことは、医師少数県である本県にとりまして、大変明るいニュースであり、コロナ禍の中、御尽力いただきました宮崎大学、県医師会をはじめとする関係者の皆様に、改めて感謝申し上げます。これまでの取組の成果が徐々に現れてきているものと考えております。

さらに昨年度、宮崎大学や県医師会とともに「宮崎県医師養成・定着推進宣言」を行いまして、宮崎大学医学部では、令和4年度より、地域枠の定員を25名から40名へ拡充いただくこととなりました。

今後、この地域枠の学生をしっかりと養成し、定着を図るとともに、県内の医師少数区域等で一定期間勤務します「宮崎県キャリア形成プログラム」によりまして、偏在解消にも取り組んでまいります。

また、御指摘がありました、本県と同じように医師少数等の課題に直面する県で構成される「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」では、医学部に対する財政支援や臨床研修制度の見直しなどにつきましても、国へ提言することとしたところでありまして、これらの取組を一体的に推進し、さらなる医師確保に努めてまいります。

○満行潤一議員 よろしくお願いたします。

公的病院再編構想についてであります。

国はこの間、病院のベッドが余っているという理由で、過剰な病床を削減して、リハビリ患者向けの病床に転換・拡充するよう政策を誘導しています。

しかし、一向に病床削減が進まない状況に、厚労省は2019年9月、再編統合の議論が必要だとする全国424の公立・公的病院のリストを突然公表するという、私から言ったら本当に暴挙に出ました。「まずは公的病院から」との思惑だろうと思います。

しかし、コロナ禍での現状はどうでしょうか。感染症患者のベッドが足りない、自宅待機、療養施設で亡くなる人が続発しています。日本中のベッドは余っていると厚労省は言っているのに、ベッドが足りない。再編統合の矢面に立たされている採算性の悪いと言われる公的病院が、感染症患者を一手に引き受けている。民間病院は一部しか対応していない。

そもそも、救急医療、災害時における医療、僻地医療、周産期医療及び小児医療の政策的医療分野や高度医療、地域医療との連携、がん診療、精神医療及び臨床研修等の政策医療は公的病院でという役割分担が、歴史上確立しています。

他方、通常の病気や外傷などの治療、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉に至る包括的な医療、初期医療は地域のかかりつけ医の役割とされています。

感染症対策も政策医療の大きな柱ですが、この数十年、その対策が甘くなってきたのではないかと危惧します。伝染病予防法から感染症予防法に変わり、市町村に設置義務のあった伝染病隔離病舎は廃止されました。

政府は2025年に向けて、病床削減や病院の機能に応じた再編統合を進めていますが、感染症対策など地域医療や救急などの政策医療がしっかり担える地域医療構想にしていきたいと思えます。

本県の今後の公立病院の在り方を含め、担当部長の見解をお聞きします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国は、令和元年、各医療機関が策定した将来方針について再検証が必要であるとする公立・公的病院を公表したところでありますが、新型コロナの感染拡大が進む中、昨年8月、再検証の期限を含め、地域医療構想の進め方について改めて整理するとの方針を示したところであります。

公立・公的病院は、救急医療や僻地医療など、民間では担えない機能を求められており、医療資源の限られた本県の地域医療に重要な役割を果たしておりますが、医療従事者の確保や病床機能の分化・連携といった課題もあるところであります。

今後、国から新たな方針が示された後、公立・公的病院の在り方を含め、持続可能な医療提供体制の構築に向けて、各地域の調整会議で協議が進められることとなりますが、県としましては、再編統合や病床削減ありきではなく、感染症リスクへの対応も含め、地域の実情を踏まえながら、関係者間で丁寧な議論を行うことが重要であると考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、その方針でお願いしたいと思えます。

次に、ドクターヘリの連携協定についてです。本県のドクターヘリの連携協定はどのような状況でしょうか。

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の5県と4つのドクターヘリ基地病院は、5県

において各県が運用するドクターヘリの広域的な連携体制の構築による救急医療体制の充実を図るための相互利用及び災害時における相互協力を目的として、協定を締結しています。「中国地方5県協定」と呼んでいますが、地域生活圏を優先して、県単独運用ではない柔軟なドクターヘリ運用を行っています。

さらに、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の2府6県4市で構成する関西広域連合では、「鳥取県ドクターヘリ」の導入に伴い、中国地方各県のドクターヘリ間の連携体制を構築し、救急医療体制の充実及び災害時の相互協力を図ることを目的として、中国5県及び各ドクターヘリの基地病院との間で、広域連携協定を締結しています。関西地方と中国地方の広範囲による連携協定が出来上がっています。

本県の連携協定の現状と課題をお聞きします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県ドクターヘリの隣県との連携につきましては、救急車とドクターヘリが合流するランデブーポイントをお互いに利用することや、県境の高速道路上の事故対応などについて、あらかじめ取決めが行われているところであります。

他県との相互応援や共同運用などの連携につきましては、自県のドクターヘリで対応できない場合等に有効であると考えられますが、参加する県の基地病院におきまして、応援を行う地域の選定や要請ルールの調整、経費負担等の課題がありますことから、ドクターヘリ運航関係者をはじめ、各県関係者とも議論してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、検討を始めてほしいな

と思います。

今年、我が国のドクターヘリの運航開始からちょうど20周年です。ドクターヘリは現在、43道府県に導入されており、配備のない京都府は関西広域連合に所属しており、負担金を払って隣県のドクターヘリを利用しています。未導入は東京都、福井県、香川県ですが、どこも知事が導入を決めています。

本県のドクターヘリ運用開始は2012年4月で、これまで数々の全国トップの取組を行ってきました。前に紹介しました指導的医師の派遣、いわゆるドクターデリバリーに特化した運用が可能となったのも、全国で初めてです。

しかし、残念ながら、南北に長い本県のドクターヘリは、県北部までカバーできていません。当然、大分県境まで飛びますが、世界の標準である15分以内、半径50キロ圏内はカバーできていません。

航空医療学会では、九州内で必要とされている新たな基地病院は本県北部だけです。九州本土では、県北部だけが空白になっている。相互利用協定はお互いの利用協定ですから、ここがネックとなって隣県との利用協定が結べない大きな原因だと思います。

関西や中国地方のように、九州7県も相互利用協定を結び、大規模災害に備えることは当然。日頃の運用でも県境の壁を越え、最も早く患者にアクセスできるところから飛んでいける体制構築を急ぐべきです。

学会にも設置の必要性を指摘されている県北部、県立延岡病院のドクターヘリ導入について、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県立延岡病院にドクターヘリを導入することは、県北地域における救急患者の救命率の向上や救急医療体制の充実

に有益であると考えられますが、一方、新たにドクターヘリを導入するためには、基地病院での救急専門医や看護師の確保などが必要になります。また、財政上の課題もありますことから、慎重に検討する必要があると考えております。

現在、ドクターヘリは、運航主体であります宮崎大学の御尽力などによりまして、県北地域を含めて安定的に運航されております。

さらに、本年4月からは、県立延岡病院におきまして、西臼杵や日向入郷医療圏まで範囲を広げた独自のドクターカーの運行も始まり、ドクターヘリとの一体的な運用によりまして、県北地域の救急医療体制が強化されたところであります。

県としましては、宮崎大学と連携して、救急専門医の養成や地域への派遣等を促進するなど、引き続き、県北地域の救急医療体制の充実に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 県民の命は一緒ですから、やはり距離で助かる助からない、そうならぬように、財源的な問題とかおっしゃいますが、ぜひ、知事として一刻も早い2機目の設置をお願いしたいと思います。

次に、D-C a l l N e t (Dコールネット) についてです。

認知度が極めて低いDコールネットの知名度向上と、一刻も早い普及を祈念して質問したいと思います。

交通事故を起こした車から自動的に通報する救急自動通報システム「Dコールネット」は、具体的な出動事例で、救命につながる現場到着時間の短縮効果が裏づけられてきました。推定では、乗用車約6,000万台のうち約2%の120万台にこのシステムが搭載されています。トヨ

タ、ホンダ、HEM-N e t (へムネット)、救急通報サービスを提供する事業者が共同で運用するDコールネットの試験運用が、2015年11月より、ドクターヘリ基地病院の参加を得て開始しました。

Dコールネットは、事故自動通報システムを利用し、死亡・重症確率、車両からのセンサー情報、通報場所、接続した消防本部等のデータを連携該当病院に送信します。2018年4月からはサービスを高度化し、消防本部に対し、死亡・重症確率を送信する本格運用を開始、さらに2019年11月から、警察本部への死亡・重症確率の送信を開始しました。事故自動通報システムから送信されたデータを基に早期判断を行い、消防と病院で連携し、ドクターヘリを現地に派遣します。

事故受傷者の救命には、ドクターとの接触までの時間が大きく影響します。自動通報によって、その時間を大きく短縮する効果、17分短縮できるという実証実験の結果も出ています。大変効果が期待できます。課題は、このシステムの認知度向上、システム搭載車両の拡大だろうと思います。

ここでは、本県消防の取組状況等について伺います。

○危機管理統括監(小田光男君) Dコールネットによる消防本部への通報は、事故車両からの自動通報を受けた通報接続事業者からのデータ通信、ファクス、電話により行われておりまして、全ての消防本部がいずれかの方法で通報を受けることが可能となっております。

各消防本部におきましては、この通報を受けたときの迅速かつ的確な救助・救急体制が確立されているほか、通報接続事業者との間で、定期的に接続テストも実施されております。

○満行潤一議員 次に、テーマを変えます。

本県農業の将来、担い手の対策について1問お伺いします。

高齢化の進行もあり、本県農業の将来が気になります。2020年農林業センサス結果を受けて、改めて課題が見えてきます。

総農家数は、2005年が約5万戸だったものが、2020年では約3万戸、この15年間で6割に減少。基幹的農業従事者も15年間に5万5,000人から3万1,000人と、これも6割近くまで減少しています。当然、平均年齢は上昇し、60代、70代が従事者の大部分を占めています。

1,000万円を超える販売経営体の比率が上昇しているのが希望の光です。

本県農業の展望を見るときに、担い手対策として、各経営体の販売額の増など克服すべき課題は山積していると思いますが、今回のセンサス結果を踏まえた部長の所見をお聞きします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 議員御指摘のとおり、本県農業を支える担い手は大幅に減少しており、担い手の確保・育成は喫緊の課題でございます。

このため、先般策定しました第八次農業・農村振興長期計画では、農業経営者とその経営を支える雇用人材を幅広く確保することとしておりまして、就農相談会の開催等による多様な就農ルートの確保や、経営状況に応じた体系的研修の実施などによる人材育成に取り組んでまいります。

また、市町村やJA等の関係機関と地域農業を支援する体制を構築し、家族経営や集落営農組織等と連携することで、労働力不足などの地域の課題解決を図ってまいります。

今後とも、関係機関と連携して、担い手の確保・育成に取り組み、本県農業の発展や、地域

農業の維持に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次に、梅雨時期や台風時の降水量増について伺います。

今年の梅雨入りは平年よりも早く、5月の梅雨入り早々から長雨でした。気温や降水量、気候の基準となる気象庁の平均値が10年ぶりに更新されています。それによれば、本県の平均降水量が5%から20%増えているようです。地球規模で進む気候変動が、本県でもはっきり数値として表れています。梅雨時期の6月が20%増、台風シーズンの9月から11月が5%から11%増、毎年梅雨末期に大雨が降り、豪雨災害が発生しています。台風もしかり。年々増加する降水量に、河川管理者としてどのように対応するのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(西田員敏君) 県では、過去に発生した浸水被害を考慮し、堤防整備や河川掘削など計画的に進めております。

また、住民自らが迅速に避難を開始できるよう、河川の水位情報やカメラ映像などをインターネットを通じて提供したり、浸水想定区域図を公表するなど、防災情報の提供にも取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年、自然災害が激甚化、頻発化しており、施設では防ぎ切れない大規模な洪水の発生が懸念されています。

このため、河川水位計やカメラを増設するほか、浸水想定区域図を作成する対象河川を拡大するなど、これまでの取組を強化し、より細やかな情報提供に努めることとしております。

今後とも、人的被害を最小とするため、ハード対策はもちろんのこと、市町村や関係機関と連携を図りながら、さらなるソフト対策に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 本当に50年に一度、100年に一

度という事象が毎年のように起こる。今までの経験則が全く使えない、そういう状況にあります。

降水量の増加に伴い、避難の在り方とかが変化しているのではないかと思います、どのように県民に周知していくのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（小田光男君） 風水害が激甚化する中、災害時に速やかな避難行動を取るには、日頃からハザードマップ等を活用し、自宅等の災害リスクや避難先の検討、避難経路の確認などの準備をしておくことが重要です。

また、今年5月20日から避難情報が新しくなり、災害のおそれが高い警戒レベル4に位置づけられておりました避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されるとともに、早期避難を促すため、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令されることとなりました。

県としましては、こうした事前準備の重要性と新しい避難情報につきまして、国・市町村と連携し、ポスター掲示などにより周知に努めているところです。

今後とも、テレビ・SNS等の各種媒体や出前講座等も活用しながら、周知を行ってまいります。

○満行潤一議員 しっかり備えていただきたいと思えます。

水力発電を行っている企業局には、どのような影響があるのでしょうか。現在は、総括原価方式に準拠した契約ですので、降水量が増えても売電収入に直結ということにはならないと思えますが、企業局長、お願いします。

○企業局長（井手義哉君） 降水量の増加による収支への影響ではありますが、水力発電はダムにたまった水を利用することから、売電契約の

内容の程度に差はありますが、一般論としては、降水量の増加は電気料金収入の増加につながるものであります。

しかしながら、近年、梅雨や台風時に大雨が降る傾向となっておりまして、こうした短期的な降水量の増大は、発電で使い切れない水をダムから放流することとなるため、一概に収入の大幅な増加につながるものではないこととなっております。

加えて、集中的な豪雨が予想される場合には、防災の観点から、事前にダムの水位を下げる事前放流への協力や、また、降雨後の濁水対策など、管理運用面でも影響が生じているところであります。

企業局といたしましては、今後とも、治水・利水の両面から、天候の変動に適切に対処するとともに電力市場の動向にも留意しながら、安定した経営に努めてまいります。

○満行潤一議員 次に、再生可能エネルギー倍増計画についてです。

政府は2030年度までに、再生可能エネルギー発電量を、現在の実績約18%を30%台後半に倍増させる計画です。また、「脱炭素社会実現」を掲げ、まずは再生可能エネルギーを優先としています。

脱炭素社会とは、地球環境に優しいという視点だろうと思えますが、引き続き、原発も重要な電源だと位置づけており、脱原発ではなさそうです。

固定価格買取制度（FIT）が大きく伸びましたが、買取り価格が低下し、また、大規模な太陽光発電施設の適地も限られてきました。採算性を重視して、メガソーラーと称される大規模な開発が進みましたが、環境の悪化、自然環境に与える負荷も大きく、立地する地域にとつ

では迷惑施設になっているところも多くあります。

環境に優しい太陽光発電の増加には、家庭の屋根が一番適しています。発電した電気は自家消費し、余りを電力会社に売る。初当選のときから、普及には補助金等の支援が必要と訴えてきましたが、実現していません。小泉環境大臣が、住宅の屋根に太陽光パネルをとっています。公共施設や、無限に近い数の家庭の屋根にパネルを設置するのが一番現実的だと思います。

補助事業や県民への啓発など、普及に向けた施策が必要です。部長の見解をお願いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、第四次宮崎県環境基本計画において、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を重点プロジェクトの一つに掲げ、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むこととしております。

具体的には、太陽光発電に関するセミナーなどによる家庭への普及啓発等を行うとともに、公共施設などに再エネ設備の導入を進めるため、今年度から、市町村や事業所へのアドバイザー派遣にも取り組むこととしております。

また、設備の導入を促進する上でインセンティブとなる補助制度や優遇税制などの充実を国に要望しているところであります。

本県の恵まれた日照環境を生かすことができ、屋根等への設置が比較的容易な太陽光発電をはじめ、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 よろしくをお願いします。

次に、県産品の販路拡大、海外展開支援について4点、商工観光労働部長にお伺いいたします。

県のまとめによれば、令和2年度の本県農産

物の海外輸出額が72億円強で、9年連続で過去最高を更新したとのことでした。

本県とジェトロ宮崎は、県内食品事業者の海外展開を支援する「宮崎県海外展開ネットワーク（食品部会）」を発足させました。同ネットワークは、グループメールを活用して、会員事業者同士の情報共有化、協働の場の創出を通じて県産品の輸出拡大につなげたいとしています。

会員登録の現状と認識についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 今年3月に発足しました宮崎県海外展開ネットワーク食品部会の登録企業数は、6月1日現在で41社となっております。その内訳は、加工食品関係が26社、農水産物関係が11社などとなっております。

本ネットワークについては、加入することで、マーケット情報の共有や協働したブランドづくりなど、企業間連携による競争力強化が図られるほか、海外からの引き合いや各種助成金等の情報をいち早く入手できるなど、海外展開に取り組む企業にとってメリットも大きいことから、より多くの企業が参加されるよう、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 本県は、焼酎やみそ、しょうゆなど、日本食文化の素材・食材を多く産出しています。本県産ウイスキーの輸出は大きく伸びているようです。焼酎も大きく伸びる可能性があります。

本物の品質、味は日本食ブームに乗って海外でも必ず受けるはずで、ハリウッドでの成功例もあります。

加工食品の県外展開の支援の在り方について

お伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 加工食品の海外展開を推進するには、現地の購買者ニーズに合わせた商品パッケージの開発や調理方法の提案など、マーケットインの視点に立った商品づくりやプロモーション活動が重要と考えております。

このため、香港と上海に設置しております海外事務所や、有望市場であるシンガポール・台湾等に配置した輸出促進コーディネーターの活用によりまして、現地でのフェア開催や県内企業への市場ニーズ情報の提供などに取り組んでいるところでございます。

また、新型コロナへの対応としまして、ジェットロと共同でオンライン商談会も実施しているところであり、今後とも、関係機関と連携しながら、県産加工食品の品質の高さや特徴をしっかりPRし、輸出拡大を図ってまいります。

○満行潤一議員 次に、本県焼酎ブランド化等事業補助金について伺います。

県では、県産焼酎の普及拡大、海外販路開拓等を図るため、県内焼酎蔵元が外国人観光客受入れのため施設整備等を行う場合に、その経費の一部を助成する事業を展開中ですが、その成果についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 御質問にありました事業につきましては、令和元年度に2件、令和2年度には4件の取組が行われ、ホームページの多言語化や、外国人観光客とのコミュニケーションを図るための翻訳機の導入など、受入れ環境の強化が図られたところでございます。

新型コロナによる渡航制限のため、この事業を活用した蔵元への外国人の来訪は、2か国4名にとどまっておりますが、香港の飲食店と結

んだオンラインの焼酎PRイベントにおきまして、多言語化されたパンフレットやホームページを用いた案内が行われるなどの活用が図られているところでございます。

今後、渡航制限が緩和されまして、外国との往来が可能になった際には、外国人観光客を受け入れ、海外における焼酎の認知度向上や販路拡大につなげてまいります。

○満行潤一議員 ぜひ、積極的な展開を期待しています。

次に、博多KONNEの現状と今後の展開についてです。

本県の新しいアンテナショップ「博多みやざき館KONNE」が3月22日、博多バスターミナル内にオープンしました。福岡市にアンテナショップの設置を提案した者として、うれしい限りです。

九州一の集客を誇る博多に立地しており、県産品の販路拡大、宮崎ファンの獲得、観光情報の発信など、今後の活躍に大いに期待しています。

県として、博多みやざき館にどのようなことを期待しているか、またどのように利活用しようと考えているのか伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 博多みやざき館KONNEは、大阪にある堺みやざき館に次いで設置されました、民設民営型のアンテナショップであり、多くの来店者が見込まれる博多バスターミナル内に店舗しておりますことから、福岡エリアでの県産品や観光の情報収集・発信拠点となることを期待しているところでございます。

このため、市町村と連携した県産品のテスト販売や、店内でのPR動画の放映、各種パンフレット等の設置による魅力発信に加えまして、

今議会をお願いしております「県産品販売促進強化事業」により、東京、大阪、福岡、宮崎の4つのKONNE館が連携したイベントを開催するなど、県産品の認知度向上や販路拡大の場として、利活用を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

次に、教育長にお伺いします。推薦入試制度の変更についてです。

本年3月、県教委は来年度の高校入試から、推薦入試が中学校長の推薦から自己推薦に変わると発表しました。

中学卒業者の減少と公立学校の定員割れが続く、入試制度の変更等は予想はされていたものの、急遽発表となった経緯と理由をお伺いします。

また、推薦枠や推薦検査は各高校で決定し、推薦入試要項の発表は8月下旬となっています。学力検査を課さない場合は適性検査が必須で、面接や小論文のほか、実技やプレゼンテーションなども想定されています。

中学校では、例年6月下旬から進路説明会が始まり、高校側から、学校案内のパンフレット、オープンキャンパス準備に向けて、現在の日程では準備ができないとの不安の声もあると聞きます。希望者全員に推薦入試受検資格を与えることとなると、中学校では入試指導業務の増加、高校では受入れ業務の負担が予想されます。

受検生である中学生、保護者、教職員の不安に対し、不安を払拭する具体的な情報発信をどう行おうと考えているのか、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 推薦入試を含めまして、高校入試の在り方につきましては、これ

までも、中学校と高校にアンケートを毎年実施し、その結果を踏まえ、改善を行ってまいりました。

そのような中、近年の志願者の減少という課題に対処し、県立高校の特色化・魅力化を一層図るために、今回、制度の大きな見直しを行ったところであります。見直しに当たりましては、各高校が、育成を目指す資質や能力を明確にすることにより、受検生が、自分の意思で学校を選び、個性を生かした受検がしやすくなるよう、特に配慮したところであります。

今後、受検生や保護者が安心して推薦入試に臨めるよう、7月には募集人員や検査内容を公表し、入試改善の内容を掲載したリーフレットを各中学校へ配付するなど、丁寧な情報発信にしっかりと取り組んでまいります。

○満行潤一議員 どの高校も、県教委の発表を待っていると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、警察本部長にお伺いいたします。

毎度のことですが、都城警察署の改築についてであります。

毎年のように、改築を急ぐよう質問しています。最初の質問は2000年6月議会、21年前です。それから大きく変わることはなく、今日に至っています。本部長が前回赴任されたときから、状況は変わっていません。

現庁舎は、1957年（昭和32年）に開庁、ライバルたちが次々と改築されていき、とうとう日本最古の警察署となってしまいました。

歴史的建造物となった都城警察署の改築計画について、お伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察署の整備につきましても、厳しい財政状況ではありますが、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能

を十分に発揮できる施設を整備するという観点から、著しく老朽化が進んでいる警察署や機能に支障がある警察署を最優先に整備していく方針であります。

なお、都城警察署の整備計画につきましては、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき策定しました個別施設計画を踏まえ、整備の検討を早急に進めてまいります。

○満行潤一議員 今、本部長がおっしゃったように、災害時の拠点としても、本当に大事な地域の公共施設です。ぜひ早くやっていただきたいと思いますが、本部長は都城署の位置づけをどう考えておられるのか、再度お尋ねします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察署につきましては、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分に発揮できる施設が必要であると考えております。

この中で、都城警察署につきましては、人口、犯罪の発生件数などから見て、県西方面の治安の要として位置づけるとともに、南海トラフ巨大地震等の発生時における沿岸警察署の後方支援拠点等としての重要な役割もあると考えております。

○満行潤一議員 本部長がおっしゃるとおりなんです。ぜひ、そのことを知事部局としっかり協議いただいて、都城署に限りませんが、一刻も早い警察拠点の改築を急いでいただきたいと、切にお願いしておきたいと思います。

最後になりますが、ストーカー相談件数についてです。

警察本部のまとめで、昨年のストーカー相談件数が過去最多の607件、前年比34件増となったようです。また、ドメスティックバイオレンスの相談件数も781件と高止まりの状況です。

ストーカーの被害者と加害者の関係で多いの

が、交際相手、知人、DV被害ではパートナー、同居人と、どちらも身近な人から被害を受けているケースが多数を占めています。最初はささいな事案も、エスカレートして大きな事件になる可能性もあります。

この相談件数の増加は、全国的な凶悪事件が発生していることにも関係していると思われませんが、本県警察の取組状況についてお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 本県警察における、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案への対応に関しましては、被害者の安全確保を最優先に、事案の危険性・切迫性に応じて避難措置等の保護対策を行うとともに、事件化等の措置による加害行為の防止に努めているところであります。

この種相談には、認知段階では、事案の危険性・切迫性を正確に把握することが困難であるとともに、事態が急展開して重大事案に発展するおそれのある事案もあるため、積極的に相談受理し、対応しております。

警察といたしましては、今後とも、被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応に努めてまいります。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

質問、延べ29問、執行部の皆さんに本当にお世話になりました。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎です。

通告に従いまして、令和3年度6月補正予算の中から抜粋し、関連事項を含めて質問を行いますので、知事をはじめ関係部長・教育長の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

今月7日、国勢調査の本県人口が公表されました。2020年10月1日時点の人口は107万213人で、前回の2015年から3万3,856人減で、減少率は3.1%と過去2番目に高かったとあり、またピーク時である1995年の117万5,819人からすると10万5,000人以上が減少しております。地域別では、宮崎市、三股町を除き、24市町村で減少し、人口減少に歯止めがかかっていない現状が浮き彫りになりました。

一方で、西米良村、日之影、都農、五ヶ瀬町など8市町村では、前回より減少率が改善されているようです。

県と各市町村も現実を見据え、まずは公共交通網と高速情報通信化の整備促進を、そして育休や教育費の無償化など子育て支援を継続し、コロナ禍の中でもテレワークなど地方回帰の転換を促し、本県の魅力を発信していくことが重要だと思います。

これからも、官民挙げて総力戦で、地域経済の成長戦略を進めながら、すばらしい自然環境を守り、そしてスポーツ、また芸術文化を楽しめる、安心安全で暮らしやすい宮崎モデルを構築して、人口減少対策に共に取り組んでまいりたいと思います。

では、本題に入ります。

新型コロナウイルスの感染拡大が、県民と関

係者の御努力により減少傾向に向かい、またワクチン接種の動きも加速されて、県民の皆さんも一時の動揺から落ち着きを取り戻しつつあると感じています。

まずもって、医療従事者や予防対策に御尽力されている皆様に敬意と感謝を申し上げます。

今後も感染予防対策をさらに施しながら、地域経済・雇用を守らなくてはなりません。

そこでまず知事に、6月補正予算案の概要とその狙いについて伺います。

壇上からの質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

6月補正予算案につきましては、総額101億円のうち、その8割程度の80億円をコロナ対策費として計上しております。これまで、当初予算や、数次にわたる補正予算で措置したコロナ対策に加えて、感染症対策をさらに強化するとともに、総合的な経済対策を講じるものとして予算編成したものであります。

予算案の狙いとしましては、第1に、安全・安心な飲食店づくりのための認証制度の創設など「感染症に強い社会づくり」、第2に、県内の雇用維持に取り組む事業者への支援など「県民のくらしと雇用を守る対策」、第3に、県産農畜水産物の応援消費の促進など「地域経済の再生に向けた対策」、第4に、中小企業等の新たな事業展開に対する支援など「新たな成長につなげる取組」の4つの柱に沿って、幅広い対策を講じております。

この6月補正予算案までで、令和3年度のコロナ対策予算は、合計408億円を計上しております。

コロナからの復興に向けて、県民をはじめ事

業者の皆様の大きな力となるよう、きめ細かな対策を推進してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

御答弁いただいたように、令和3年度6月補正額は100億7,000万円余であり、うちコロナ対策予算は、合計で80億円に達しており、感染防止と経済の再生を図るため、さらに対策を講じていかれるようです。

これから、具体的なその内容を伺ってまいります。

初めに、地域間幹線バス路線の支援について伺います。

県民の重要な移動手段であるバス路線のうち、地域間幹線バス路線については、現在22市町村間に28路線を運行されていますが、これら全てが、いわゆる赤字路線であり、これまでも国と県、そして事業者の負担、また路線によっては、市町村独自に上乗せ補助を行いながら運行されております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染の影響で、バス利用が激減、交通事業者の収益が悪化し、運行の継続が危ぶまれる状況となり、県は今議会に緊急支援の補正予算を提案されております。

改めて知事に、コロナ禍における、地域間幹線バス路線維持支援の背景とその内容について伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 路線バスは、通院や通学など県民生活に欠かせない移動手段としまして、大きな役割を果たしております。その路線の維持は非常に重要な課題だと考えております。私もプライベートな時間では、よく使っておるところであります。

このうち、地域間幹線バス路線につきまして

は、国と県による補助制度で運行支援を行っておりますが、平均乗車密度の低い路線は補助額がカットされることなどによりまして、バス事業者は毎年2億円程度を高速バスや貸切りバス事業などで補い、運行しているところであります。

このような中、新型コロナの拡大の影響によりまして、人の流れが大きく抑制されましたことで、利用者が激減し、収益性の高い高速バスや貸切りバス事業で補うことができず、路線の維持が困難な状況となっております。

このため県では、地域間幹線バス路線維持のため、関係市町村と協力し、今回、緊急的に支援を行うこととし、今議会に補助金の増額をお願いしているところであります。

○重松幸次郎議員 頂いた資料によりまして、単年度であること、地域間系統の路線維持を支援すること、また、ポストコロナを見据えたバス路線網の実態調査を基に最適化を図ることとあります。一方で、路線の統合や廃止なども懸念されております。

路線廃止など、地域住民にとって不安な面があると思いますが、どのような見直しを行っていくのか、再度知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地域間幹線バス路線につきましては、今回の路線維持支援と併せて、路線網の最適化に向けた調査事業も今議会をお願いしております。

路線ごとの実態を把握した上で、地域の実情に応じた運行区間の見直しや乗合タクシーなど、他の交通モードへの転換など、市町村等と一緒に検討してまいります。

また、市町村が運行する広域的バス路線については、車両の小型化や運行のデマンド化の検討を促進するため、市町村の取組に対する支援

事業も、今年度から開始することとしております。

このような事業を活用することによりまして、市町村と連携しながら、新型コロナの収束後を見据え、安心して地域で暮らせる地域公共交通ネットワークの維持にしっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 デマンド化を、私も以前の質問でさせていただきました。

この地域間幹線バス路線の支援と併せて、市町村交通事業者支援や中山間地域移動手段確保支援の事業など、詳細はまた常任委員会等で議論されると思います。

いずれにせよ人口減少に加え、新型コロナ感染の影響もありながら、県内路線網の維持を一手に請け負う公共交通機関の支援は不可欠と考えます。

地域住民の生活を守る観点で、県と市町村での取組を、我が党の県内の議員と連携して議論を尽くしてまいりたいと思います。

次は、福祉保健部長にお伺いいたします。

まず、新型コロナウイルス対策についてであります。県独自の緊急事態宣言の効果が顕著になり、ここ数日、感染者がゼロまたは少数になり始め、落ち着いてきていると思います。

しかし、いつ増加傾向になるか油断できない状況の中、これまでにクラスターが起きている高齢者施設や飲食業の方たちも、まだ不安な毎日かと推察します。

そこで、安心して飲食店を利用いただくため、県が認証制度を創設することですが、飲食店ガイドライン認証事業の内容と事業効果についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 御質問の事業につきましては、飲食店における新型コロナ

感染防止対策の徹底を図り、安全・安心な飲食店づくりへの支援として、新たに認証制度を創設するものであります。

具体的には、講習会の開催や相談窓口の設置により、必要な対策の周知を図るとともに、アクリル板や二酸化炭素濃度の測定器などを支給するほか、換気設備の設置補助など、飲食店の状況に応じた支援を行うこととしております。

その上で、店舗ごとに現地調査を行いまして、40項目以上の認証基準を確認した後、認証書を交付するとともに、県ホームページ等を活用して、広く利用者に紹介してまいります。

この認証制度の普及により、飲食を伴う場面でのクラスターの発生を抑制し、新型コロナの感染拡大防止を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 40項目以上の基準を満たして認証されることで、感染防止、安全・安全な利用が図られることを期待しております。

さて、新型コロナワクチン接種が、医療従事者と高齢者から順次始まり、当初は電話受付が繋がらず混乱しておりましたが、ここに来て順調に接種が進んでいるようであります。

ワクチン接種に際しまして振り返ってみますと、海外ワクチンの確保が遅れていたときに、我が党の秋野公造参議院議員が、昨年7月の国会質問で、政府から予備費活用の方針を引き出しました。

さらに、万が一、副反応で健康被害が出たときは、国が全額補償する制度を導き、その結果、質問の僅か2週間後にアメリカ、ファイザー社との基本合意が発表されたことを申し添えておきます。

まだ先の長いワクチン接種の事業でありますので、医療従事者の方々の疲労や、診療への影響も懸念されております。

このことは私たち、県民の皆さんとしっかり受け止めて、その上で市町村の円滑なワクチン接種が進みますよう、県からの支援もお願いいたします。

一方、政府は官民挙げての総力戦で取り組むため、1日100万回の実現を目指し、企業・団体・大学などの職域接種を今月21日から始めると発表いたしました。

既に接種を開始している大手企業もあるようですが、職域接種の申請方法や手続について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 職域接種につきましては、接種を希望する企業等が自ら医療従事者や会場を確保した上で、県を經由して国に申請することとなっております。

県におきましては、市町村が実施するワクチン接種に影響を与えないことや、接種予定者が1,000人以上であることなどを確認することとなっております。

また、国において申請書が受理された後は、国から企業等に対し直接、冷凍庫やワクチン、接種に必要な注射器等の供給が行われることとなります。

現在、県におきましては、企業等からの相談に応じているところでありまして、引き続き必要な情報の収集とその提供を行ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 接種会場や打ち手の確保など容易ではないかなと思いますし、費用負担もあるのでしょうか。

そこでまずは、本県で職域接種を行う上での課題についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 職域接種につきましては、県内においてワクチン接種を進めていく上で重要な方策であると考えておりま

す。

本県では、医療従事者が少ないことから、実施企業における接種を行う医療従事者の確保や、市町村が行うワクチン接種に影響を与えない形での対応が課題になっており、加えて、中小企業等が多くを占めることから、接種対象者数が1,000人以上という要件を満たすための調整も必要と考えております。

県としましては、こうした課題に対しまして、企業等からの相談に丁寧に応じながら、必要な支援につきまして検討を行ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 他県では、中小企業向けに、会場や医師を確保する民間の受託サービスも動き出しているようであります。

政府の新型コロナ対策分科会の尾身茂会長は、接種者が人口の半分程度になると感染が広がりにくくなる「集団免疫」の効果が出始めるとの見解を示しております。

かつてない規模の接種事業を、医療従事者の御負担も配慮しながら、官民挙げて成功させていきたいと考えます。

続いて、改正動物愛護管理法についてお伺いします。

近年、不適正飼養や動物虐待に関する事件が多く報じられています。警察庁によりますと、2019年に動物愛護法違反で摘発した動物虐待等の事件数は、前年より21件多い105件で、統計を始めた10年以降で最多となっております。

ペットは家族の一員として、かけがえのない存在です。一方で、動物を傷つける事件が後を絶ちません。こうした状況を踏まえ、動物虐待などに対する規制強化を図るため、我が党も多岐にわたって法改正を進めてまいりました。

お尋ねいたします。昨年6月に施行された改

正動物愛護管理法の概要を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 動物愛護管理法につきましては、動物の飼養に関する諸問題に対応するために、大幅な改正が行われたところでもあります。

主な改正内容としまして、動物の飼養者の遵守すべき責務規定が明確化されるとともに、特に、動物虐待及び遺棄など、動物の不適正飼養に対する罰則が強化されたところでもあります。

また、ペットショップなどの動物取扱業者については、虐待や遺棄の防止につなげるため、飼い主の情報を記録できるマイクロチップの犬猫への装着が義務化されております。

加えて、従業員1人当たりの管理頭数の上限や、ケージなどの飼養設備の面積・広さについて具体的に数値化された飼養管理基準などが新たに盛り込まれており、犬猫の販売などを行う業者への規制が強化されております。

○重松幸次郎議員 罰則が強化されたということです。これは、動物の命を守るため、「動物虐待は犯罪である」という社会認識を変えていくことを念頭に置いてのことだと思えます。

また、犬猫販売業者への規制の一つとして、生後56日を経過しない犬猫の販売が禁止されましたが、その狙いは、生後間もない犬猫が早い段階で親などから引き離された場合、かみ癖やほえ癖など問題行動を引き起こす可能性が高まるとされていて、ヨーロッパなどの国際標準に合わせて、犬猫の販売などを制限することとしたようであります。

改正法が発令されて、先日の5月25日に環境省より運用指針が示されたようではありますが、法改正に伴う県の今後の対応について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 動物の虐待等につきましては、これまでも関係機関との連携の下、必要な取組を進めてきたところでありますが、今回の改正に伴い、虐待等に対する迅速な対応と、県民や事業者に対して求められる適正飼養の要件を周知していくことが必要となっております。

このため、虐待等についての警察との連携体制を強化し、事案ごとに情報を共有し、必要な対応を行うこととしております。

また、新たに追加された飼養管理基準やマイクロチップ装着等につきましては、動物愛護センター及び保健所による研修会や、市町村による広報、県獣医師会の協力をいただきながら、周知徹底を図ることとしております。

さらに、動物取扱業者に対しましては、必要な立入検査や指導を行い、動物の適正飼養の遵守について、適切な対応を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 適正な飼育管理で動物の命と健康を守り、さらに殺処分ゼロを目指して、我が党もまた取組を続けてまいります。

次は、農政水産部長にお伺いいたします。

全ての産業・福祉・教育の現場で、ICTやデジタル・リモート化が革新的に進んでいます。それは、農畜産・水産業の分野でも情報連携と機能強化は大事な取組だと考えます。

そこで、新規事業であるデジタル連携アグリ推進事業の目的と内容についてお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本事業につきましては、生産者や県民の皆様にも、農業・水産業に関する情報を分かりやすく提供・発信するために開設しました農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」の連携機能や発信力の強化を行い、コロナ禍における接触機会の低減や

利便性の向上等を図るものであります。

具体的には、連携機能強化として、ひなたMAFiN上で、農産物や水産物の病害虫診断について、依頼から結果通知までをリモートで対応する機能や、スマート農業の機械や技術を試してみたい生産者とメーカーとのマッチングを行うためのシステムの追加などを行います。

また、発信力の強化として、SNSによる効果的な情報発信に向けた職員の資質向上研修や、情報配信機器の整備等を行うこととしております。

○重松幸次郎議員 今年3月からスタートしました「ひなたMAFiN」、ここ最近、私もよく視聴しておりますが、大変見やすく、分かりやすく、参考になります。

そこで、ひなたMAFiNの今後の展開・活用について、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） ひなたMAFiNにつきましては、今年3月の開設から2か月余り経過したところでありまして、この間、関係機関・団体の方々から、「図や写真が多く、動画も使われており、分かりやすい」といった意見とともに、「画像を活用した相談ができないか」といった具体的な要望も寄せられております。

このような要望に応えるため、先ほど御説明しました事業による、連携機能や発信力の強化等に加え、動画を活用したコンテンツの充実を図るなど、分かりやすさと利便性の向上を図っていきたくて考えております。

今後、農業者や県民の皆様の「知りたい、伝えたい、相談したい」といったニーズにしっかりと対応するとともに、より多くの方々に活用していただけるよう、積極的な周知を図って

まいります。

○重松幸次郎議員 デジタル技術を活用したスマートな農業・水産業への取組で、後継者の確保、また人材育成につなげていただきたいです。

次は、水産業振興についてお伺いします。

コロナ禍の影響で、外食産業などでの消費が低迷し、養殖魚の滞留が増加して、マダイなど魚価も4割程度低下していると聞きました。

先ほどの、ひなたMAFiNの中で、本県の海面養殖魚の生産量では、カンパチが3位、ブリが4位、マダイが7位と全国でトップクラスであります。さらなる成長産業として支援は重要であります。

コロナ禍においても養殖魚の価格安定を図るための生産体制について、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 養殖業においては、飼育する稚魚の大半が春に仕入れされますことから、全国の出荷時期が重なりますが、コロナ禍で需要が減退する中では魚価にも影響し、現在出荷時期にあるマダイ、カンパチの価格はコロナ禍以前と比べて約4割下落している状況でございます。

このような状況を踏まえ、養殖魚の出荷時期を分散化できる生産体制を確立するため、「養殖生産緊急対策事業」を本議会にお願いしているところでございます。

この事業では、稚魚の生産を担う宮崎県水産振興協会の飼育施設の機能を強化することによりまして、水温調節によって魚の産卵時期をコントロールし、春以外に稚魚を生産・供給するものでありまして、コロナ禍にあっても、本県養殖業の安定的な生産・販売体制の構築に寄与するものと考えております。

○重松幸次郎議員 カツオ一本釣りや沿岸マグ

口はえ縄漁など、全国トップの生産量を誇る本県ですが、ひとしくコロナ禍の影響で漁獲量・単価とも低迷しております。

一方で、イワシ、アジなどのまき網漁は、巣籠もり消費の関係でしょうか、好調のようです。今後さらに、沖合・沿岸漁業の生産力強化や漁海況情報の高度化を図るため、コロナ禍において、漁業経営の継続に不可欠な漁労機器の円滑な整備を促進する対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 漁業経営の安定を図るためには、最新鋭の漁労機器や出荷設備を有効に活用し、生産性の向上に努めますとともに、これら機器等を計画的に整備する必要があります。

しかしながら、昨年から続くコロナ禍の影響により、機器の整備をちゅうちょされる漁業者においては、経営力の低下が懸念されているところでございます。

このような状況を踏まえ、経営力の維持・強化を図るため、これらの漁業者が共同で行う漁場探索などの活動に必要な機器等の整備を支援する「漁業経営基盤強化支援事業」を、本議会にお願いしているところでございます。

県としましては、今後とも、関係市町や団体等と連携し、ポストコロナを見据えた、漁業生産体制の維持・強化を支援してまいります。

○重松幸次郎議員 近海・沿岸漁業と養殖漁業と併せまして、内水面漁業の振興もよろしくお伺いいたします。

育てた魚、また漁獲された魚を大消費地に出荷するにおいて、魚価の低迷で採算性が取れない状況だと、県漁連さんからお聞きいたしました。

コロナ禍で滞留する水産物の出荷対策につい

て、いま一度お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） コロナ禍により販売面で大きな影響を受けております水産物の消費拡大等を図るため、「県産農畜水産物応援消費推進事業」を本議会にお願いしているところでございます。

具体的には、水産物への理解を深める食育と消費拡大を図るための学校給食への提供支援や、コロナ禍で拡大している内食需要に対応したネット販売等の送料支援を、昨年度に引き続き実施しますとともに、本年度、養殖魚に加え、新たに、アマダイなどの天然魚も事業対象とし、取引先に安定的に供給するための運搬料支援などに取り組むこととしております。

県としましては、今後とも漁業者に寄り添い、コロナ禍における水産業への影響を注視しつつ、迅速かつ適切な対策を実施してまいります。

○重松幸次郎議員 農業・水産業の振興支援、引き続きお伺いいたします。

続いて、商工観光労働部長にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、雇用は厳しい状態が続いております。総務省によりますと、2020年平均の完全失業率は2.8%、前年に比べ0.4ポイント上昇で、全国の完全失業者数は191万人と29万人増加しております。また、コロナ禍関連の解雇や雇い止めは7万1,121人など、就職活動にも影響が出ました。

県内企業への雇用調整や、離職者等の早期就労の支援は重要かと考えます。

そこで、新規事業である緊急雇用維持支援事業の事業内容について、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 今議会にお願いしております緊急雇用維持支援事業は、国の「雇用調整助成金」または、パートなどを

対象にした「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた事業者に対しまして、5月分から8月分までの支給決定額の10分の1相当額を給付するものでございます。

コロナ禍におきまして、多くの事業者が、雇用調整助成金等を活用しながら雇用の維持を図っておられますが、5月以降、助成率の引下げ等が行われ、さらに、休業させている労働者につきましても、社会保険料などの事業主負担は継続することから、経営状況は一層厳しさを増すものと考えております。

このため、本事業によりまして一定の支援を行うことで、事業の継続、雇用の維持を後押ししたいと考えております。

○重松幸次郎議員 雇用調整助成金は、あらかじめ事業主が支払った休業手当を、後ほど政府が補填する仕組みであります。一定割合が決められております。また、その助成率に関係なく、雇用維持を図る事業主に給付金を支給することを理解いたしました。

本当に細かいところですが、休職中の精神的な支えになるというふうに感じております。

昨年度の経済再生対策（観光需要喚起策）に「G o T o（イート・トラベル）」などのキャンペーンが実施されましたが、もう一つ「G o T o 商店街」が昨年10月にスタートし、全国で532事業が採択され、随時、各地の商店街で消費者を呼び込む、様々な取組が本格的に始まる予定でありましたが、昨年末の緊急事態宣言の下、一部事業においては活動が休止されました。ちなみに、本県での活用例は、株式会社油津応援団の1者でありました。

いま一度、商店街のにぎわいを支援して活性化のインセンティブを図らなくてはと考えます。

そこで、新規事業「みやぎき商店街活性化支援強化事業」の目的についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナによって、全国の商店街は売上げの減少など大きな影響を受けており、国におきましては、商店街の活性化につなげることを目的に、「G o T o 商店街」事業を実施しているところでございます。

この事業は、商店街のよさを地域住民や店主自らが再認識するきっかけとなる取組であるものの、本県の活用事例は1件にとどまるなど、十分に活用できていない状況にございます。

その要因としましては、意欲はあるものの、商店街のマンパワー不足等により、申請まで至っていないものと考えられますことから、取組意欲のある商店街をサポートすることで、「G o T o 商店街」事業の活用につなげ、商店街の活性化を図っていくこととしております。

○重松幸次郎議員 感染対策と並行して、にぎわい創出の支援をお願いいたします。

一方で、商店街に足を運ばせるだけのお祭りとかイベントだけではない時代になりました。ICTの活用など、アフターコロナを見据えた魅力発信が期待されます。

G o T o 商店街事業の活用事例についてお伺いします。また、G o T o 商店街事業を通じて、県では商店街をどのように活性化していくのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 「G o T o 商店街」の活用事例としましては、店主が講師となってプロの技をオンラインを通じて住民に教える「まちゼミ」や、オープンテラスなどのウイズコロナに対応した取組のほか、S N

Sを活用し地域の魅力を発信するプロモーション事業などがございます。

県としましては、それぞれの商店街が現状をしっかり把握した上で、自らの将来像を描く必要があると考えております。

このため、専門家等によるヒアリングを行った上で、商店街自らが目指す姿や具体的な取組などを盛り込んだ活性化プランを策定いただき、「Go To 商店街」事業の活用につなげるとともに、活用後も商店街の持続的活性化に資するものとなるよう、その取組を支援していくこととしております。

○重松幸次郎議員 今後、商店街がより魅力的な情報を発信してくることを期待しております。

商店街と併せまして、観光地への誘客、旅行需要を喚起することも求められます。

Go To トラベルの休止解除が6月20日以降のいつになるかは決まっておりません。また、県では4月補正予算において、国の支援を活用した県民向けの県内旅行「ジモ・ミヤ・タビキャンペーン」が事業化され、県独自の平日誘導策として、繰越予算を活用したクーポンの付与が盛り込まれたところではありますが、今回の6月補正予算でも、誘客促進のための事業が計上されております。

そこで、観光みやぎき緊急誘客促進事業の取組内容についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 観光みやぎき緊急誘客促進事業につきましては、まず、国の支援を活用した県内旅行割引であります「ジモ・ミヤ・タビキャンペーン」の実施期間が12月末まで延長されたことに伴いまして、県独自の平日誘導策として付与するクーポンにつきまして、追加の予算措置をお願いするもので

ございます。

また、県外からの旅行需要の回復を図るため、交通機関や旅行会社と連携した旅行商品の造成やプロモーションに取り組むとともに、ゴルフ客の安全安心な受入れ体制を構築するため、ゴルフ場が行う感染防止対策に対する費用の補助を行うこととしております。

今後、県内外の感染状況を見極めながら、これらの取組によりまして、まずは県内、そして、徐々に隣県や全国へと誘客の対象を広げていくこととしております。

○重松幸次郎議員 いよいよ来月から、国文祭・芸文祭が開催されます。また、オリンピック・パラリンピックの事前合宿も予定されております。ともに感染対策を十分に施しながら受入れ準備をお願いいたします。

観光振興においては、神話と文化、スポーツランドみやぎきが、本県の魅力と発信してこられた知事に、アフターコロナ禍を見据えた、今後の本県の観光振興の取組について、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 観光につきましては、宿泊や交通、飲食など、大変裾野が広い本県産業の大きな柱の一つと考えております。

コロナ禍の影響によりまして、インバウンドはもとより、国内需要も大きく減少するなど、かつて経験したことがないほど厳しい状況に置かれております。

このため、県としましては、国のコロナ対策予算を活用しながら、宿泊施設や飲食店等における感染症対策を行い、安全安心な受入れ体制の整備に努めているところであります。

また、スポーツランドみやぎきの取組も、観光にとっては非常に大きなものでありまして、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャ

ンブにつきましても、しっかりと準備を行い、感染防止対策を徹底しながら円滑な受入れをすることによりまして、「国際水準のスポーツの聖地みやざき」として確固たる地位を築いてまいります。

先日、赤羽国土交通大臣に、大分の知事、また熊本の知事とともに、中央道の要望をオンラインで行いましたときも、観光について意見交換をし、しっかりと今後とも取り組んでいく、国としても支援をしていく、そのような方向を示していただいたところであります。

本県としましては、コロナの収束状況を見極めるとともに、あくまでも感染防止対策を徹底しながらであります。誘客の対象を、まずは県内からということで動かしていくという考え方の下に、午前中、答弁いたしましたように、感染拡大緊急警報は20日で終了いたしますので、現在準備しております県民県内旅行「ジモ・ミヤ・タビキャンペーン」につきましても、21日からスタートする方向で現在準備をしております。県内、そして次に隣県、国内、国外へと徐々に広げていきまして、コロナ後の観光需要への対応を図りながら、スポーツや食、神話といった本県の強みを生かした観光施策を官民一体となって進めることで、世界から選ばれる「観光みやざき」の実現を目指してまいります。

○重松幸次郎議員 まずは、県民が県内を旅行するということが重要かと思えます。県民全員、観光大使・広告塔となって、本県の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次は、森林・木材振興についてお伺いします。

先月初めから、輸入木材が高騰しているという情報と、国内の中小工務店などでは木材の調

達が困難になりつつあり、各地の住宅工事で工期が見通せないなどの問題が生じ、事実、私にも直接、関西のある議員事務所から電話があり、製材業団体の紹介を依頼されました。

アメリカにおける在宅ニーズの高まり、中国なども木材需要の増大、また海上輸送の船員やコンテナ不足も重なるなど、世界中で木材需要が切迫しているのが要因だそうです。

世界的な木材高騰、いわゆるウッドショックにおける県内の木材価格の動向と県の対応について、お伺いいたします。

○環境森林部長(河野譲二君) 本県の木材価格については、県森連の原木市場平均価格によりますと、本年3月には1立方メートル当たり約1万1,000円でありましたが、4月以降上昇し、5月の価格は1万4,300円と、21年ぶりの価格水準になったところあります。

このため県では、先般、国及び林業関係団体との意見交換会を開催し、輸入製材品の動向等の情報提供を行うとともに、県内における木材価格や需給の動向、課題等の共有を図ったところあります。

引き続き、情報収集や関係団体等への情報提供に努めるとともに、木材供給県である本県としましては、外材から県産材への転換の好機と捉え、県産材の需要拡大や安定供給体制の構築に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 御答弁にありましたとおり、影響を抑えるためには、今こそ国内の林業または木材産業の発展を一層後押しすることが必要だと考えます。

そこで、「ポストコロナを見据えた持続可能な森林づくり推進事業」の目的と取組内容について、お伺いいたします。

○環境森林部長(河野譲二君) この事業は、

社会・経済情勢の変化による木材需要への影響など、様々な課題に対応するため、2つの事業により取り組みたいと考えております。

1つ目は、意欲的な林業・木材産業関係者と異業種・異分野人材によるチームをつくり、再造林や木材需要開拓などの課題解決に向け、革新的なアイデアの掘り起こしと、事業プランの策定を行うものであります。

2つ目は、労働災害が少ない造林作業において、林業未経験者でも受け入れやすい環境の整備に向け、作業内容ごとの労働強度の調査や現場での実証などを行うものであります。

本事業により、課題解決に向けた取組を加速させるとともに、新たな人材の確保につなげることで、持続可能な林業・木材産業の確立を目指してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 異分野からの人材・企業の参加で、独自の技術やノウハウを活用し、また様々な作業工程の中で、新たな人材を活用する実証と理解いたしました。革新的なアイデアと技術が移住定住につながることも、期待します。

また、国産材の需要を増やしていくことも必要です。これまでもCLT（直交集成板）の利用促進が議論されてまいりましたが、中高層建築物や非住宅分野での木材活用と、研究開発も大切な要素だと考えます。

そこで、「新たな需要に対応した木質部材の研究開発促進事業」に取り組む背景と内容について、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県で生産・加工されました木材は、住宅などの建築用が8割を占めておりますが、人口減少等により、今後、国内の住宅需要の減少が見込まれます。

このため、新たな需要先として、木造率の低

い店舗、オフィスなどの非住宅建築物や、4階以上の中高層建築物での木材利用を図っていく必要があります。

このようなことから、今議会にお願いしております本事業におきまして、品質が確かな木質部材の開発等に必要な試験機器を木材利用技術センターに整備し、非住宅や中高層建築物で必要とされる反りやゆがみの少ない木質部材や、強度の高いCLTなどの大断面部材の研究開発を進めることで、新たな建築分野での木材利用を促進し、県産材の需要拡大につなげてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 先月、我が党の稲津衆議院議員が農林水産委員会で、中長期的な国産材の供給体制の強化を求めています。あわせて林野庁に、高性能林業機械の開発導入による作業の効率化や製材工場の規模拡大などを推進していく方針を指摘しております。

本県でも積極的に、IT技術やロボットなどの先端技術を活用して進めていただきたいと思います。

次は、教育長にお伺いします。

ここで、我が党の主張から少し引用させていただきますが、

コロナ禍を契機に、ICT（情報通信技術）を活用した教育のデジタル化を一段と進めたい。政府はさきに閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」や新たなIT基本計画に「GIGAスクール構想」の加速を盛り込んだ。

同構想は、児童・生徒が1人1台のパソコンやタブレット端末を持ち、クラス全員が一度にアクセスできる通信環境の整備を支援するもので、2019年度補正予算に必要経費が計上された。

加えて2020年度第1次補正予算には、インターネット接続に使うモバイルルーターを家庭に貸し出すといったオンライン授業を支援する施策が盛り込まれた。

コロナは収束の見通しが立たず、今後も新たな感染症が起こる可能性も否定できない。政府が骨太の方針などで教育のデジタル化に一層注力する考えを示したのは、子どもの学びを保障するためであるということも言うまでもない。(中略)

ただ、ICTに不慣れな教員へのフォローやセキュリティの確保など課題はある。専門員の配置など国や自治体による後押しが必要だ。

との主張内容です。

教育のICT化・情報化は大変大切であります。そこで、新規事業である「教育の情報化」緊急対策事業の目的をお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 昨年度、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、学校では臨時休業が続きました。その中で、オンライン学習の導入を含め、「教育の情報化」の必要性を改めて強く感じたところでございます。

そこで、御質問の本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大時はもとより、災害発生時などの緊急事態においても、子供たちの学びを止めず、必要な教育活動を継続させることと、さらには、Society 5.0時代の到来を見据えて、宮崎の子供たちに、ICTを活用した、より効果的で魅力ある授業を提供すること等を目的として、人材育成と環境整備に取り組むものであります。

○重松幸次郎議員 まさに教育者の人材育成、環境整備に着目した取組であると理解いたしました。

では引き続き、「教育の情報化」緊急対策事業の内容をお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 本事業の主な内容といたしましては、まずは、人材育成として、全ての県立学校にICT教育を推進するリーダーを配置し、教育委員会内の指導主事とともに研修会を行うなど、学校と教育委員会が一体となって、教員のICT活用能力の向上に積極的に取り組んでまいります。

次に、環境整備としまして、教員が授業で使用する端末を各学級に整備するとともに、生徒及び教員が随時オンラインを活用できるよう、ICT機器を備えた「教育の情報化」の拠点となる専用会議室を、全ての県立学校に整備いたします。

さらに、県立学校における生徒用の1人1台端末の整備に向け、モデル校において、個人が所有する端末を授業で活用できないか、検証を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。

これまた主張を引用いたしますが、

教育へのICT活用は、コロナ以前からの取組であり、日本の教育が抱える課題の克服を目的としている。

1つは、国際社会で後れを取っている、ネット社会における情報リテラシー(情報を読み解く力)の向上だ。

もう1つは、障がい者や不登校児、外国籍児など特別な支援が必要な子供へのサポートである。既に、文字拡大や音声読み上げといった端末機能により、障がいを抱える児童が学習に取り組みやすくなったり、ネットを通じて不登校児がクラスメートと交流できたとの効果が出ている。

一人も取り残さない教育の実現に果たすICTの役割は大きい。
との提言にマッチする取組だと思えます。

個別最適で、対話的、協働的な学びの実現を
よろしく願います。

次は、「生理の貧困」についてであります。

経済的理由で生理用品を購入できない、いわゆる「生理の貧困」問題について、東京都は9月
から全都立学校(254校)の女子トイレに生理用品を
配備すると表明しました。

今回の都の表明は、6月2日の都議会本会議で我が党の高倉良生議員の質問に答えたもので
す。事前に3月12日に都教育長に申入れを求めていたのが
実現につながったものであります。

本県でも、男女共同参画センターが、不要になった生理用品を回収し、希望者に配付されて
います。

頂いた案内文には、「家庭環境や経済的な困窮から生理用品を買うことができない「生理の
貧困」。学生の5人に1人ともいわれ、日本だけでなく世界各国の問題として注視されていま
す。」とありました。

そこで、経済的理由などで生理用品を購入できない高校生に対して、県立学校でも東京都と
同様の取組ができないか、お伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 現在、本県では、県立学校におきまして、保健室に生理用品を準
備いたしまして、必要に応じて生徒が使用できるという形を取っているところであります。

議員御指摘のとおり、東京都をはじめとした他の自治体の事例もありますことから、これら
も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 東京都では、5月から都立学校の7校の女子トイレに、先行して生理用品

を配備し、配置場所や補給方法など管理上の課題の整理等を進め、9月から全校で取り組むとの都教育長の答弁がありました。

県立高のみならず、県内の自治体でも同様の要望が上がってくると思えますので、御対応を
よろしく願います。

次は、「わいせつ教員対策法」についてお伺いします。

国において、教員による児童生徒への性暴力対策を強化する「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が5月28日に成立いたしました。

わいせつ行為などで懲戒免職となった教員が免許の再取得を申請した場合、都道府県教育委員会に交付を拒否する裁量を認めたことが柱であります。学校現場で子供の安全・安心を守
ることは最優先事項であり、被害の根絶へ新法を制定した意義は大きいと思えます。

そこで、県教育委員会では、県職員のコンプライアンス推進における、これまでの取組についてお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 教職員のコンプライアンス推進につきましては、平成24年度から、県と市町村が一体となった推進協議会を立ち上げ、わいせつ行為や体罰の防止などの重点事項を定めて、全県的に取り組んできたところであります。

県教育委員会といたしましては、教職員に対する効果的な研修ができるよう、講師派遣や具体的な情報提供を随時行うとともに、各学校におきましては、コンプライアンスリーダーを中心に研修会等を実施し、不祥事等の未然防止に努めているところであります。

○重松幸次郎議員 いま一度、機関誌の紹介をいたします。

2019年度にわいせつ行為やセクハラで懲戒免職などの処分を受けた公立小中高校などの教員は273名に上る。過去最多だった2018年度の282人に次ぐ処分件数で、増加傾向にある。教員の優越的な立場を悪用し、心身に生涯消えない深い傷を負わせる行為には怒りを禁じ得ない。

現行制度では、教員が免職となっても、3年たてば教員免許を再取得できる。このため、処分歴を隠してほかの自治体で教職に復帰し、わいせつ行為を繰り返す悪質なケースが問題になっていた。

そこで新法では、教委が第三者による審査会で意見を聞いて再交付の可否を判断できるようにした。不適格な人物が再び教壇に立つことは許されない。免許の再取得を厳格化するのには当然と言える。

とありました。

そこで、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行に向けて、県教育委員会としてどのように対応していかれるのか、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 先般公布されました、わいせつ教員の対策に係る新たな法律では、わいせつ行為等で懲戒免職となり、教員免許を失効した教員の情報を国が各県から集約し、共通のデータベースを作成することや、免許状の再交付に当たっては、県が設置する審査会でその可否を判断できることなどが明記されております。

県教育委員会といたしましては、今後、国から示される基本指針を踏まえて、法律の基本理念の周知を図るとともに、児童生徒への性暴力等の防止及び早期発見・対処に関する事項について、着実に準備を進めてまいりたいと考えて

おります。

○重松幸次郎議員 教師と生徒という弱い立場で、「泣き寝入り」が散見される事案であります。被害者が声を上げやすい環境整備や、被害者の早期発見、心のケアへの取組を急ぐべきと考えます。県教育委員会の速やかな対応をよろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、いよいよ7月3日より「国文祭・芸文祭」が開幕いたします。

県のホームページには、「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を宮崎県において開催するにあたって、次の基本方針のもと、開催に向けた取組を進めます。」とありました。

それは、方針1、「神話の源流みやざき」の探求。はじまりを知り、継承、熟成されたみやざきの宝を堪能するに始まり、方針2、全ての県民が参画し、若い世代が輝く。方針3、新しい出会いから始まる文化の創造。方針4、共に生きる 共に感じる 文化で紡ぐ共生社会。方針5、「ひなた」に育まれた食と暮らし そして世界へ。

待ちに待った文化芸術の祭典を展開していこうということでもあります。

最後に知事に、国文祭・芸文祭に向けた意気込みをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭につきましては、いよいよ来月3日、開会式に天皇陛下をオンラインでお迎えして開幕いたします。

新型コロナの感染拡大を受けまして、1年延期となりましたが、この間、さきがけプログラムを実施するなど、機運醸成を図りながら、準備を進めてきたところであります。先に延びたからこそ、本大会にかける気持ち、その機運、思いというものがより高まっているのではないかと考えているところであります。

また、コロナ禍で、人と人との分断され、先
の见えない苦しい状況が続く中ではあります
が、表現できる喜びを全身で伝えようとする姿
を通して、また、文化芸術に触れた感激、感動
を味わうことなどによりまして、文化芸術の持
つ力や大会を実施する意義というものを、私自
身、改めて実感しているところでありまして、
ようやく開幕を迎えようとしていることにつ
きまして、万感の思いを抱いているところで
あります。

会期中は107日間の長丁場となりますが、ま
ずは感染防止対策を徹底して万全を期すとも
に、本大会が、暗闇から光を取り戻した「岩戸
開き」のように、多くの県民に勇気と元気を
与え、コロナ禍からの復興の光となりますよ
う、関係者の皆さんと手を携えながら、しっ
かりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」の
キャッチコピーのとおり、豊かな自然と悠久
のロマンを表現し、感謝の心、おもてなしの
精神で、大成功を願っております。

用意した質問は全て終了いたしました。以
上で終了させていただきます。ありがとうござ
いました。(拍手)

○濱砂 守副議長 以上で本日の質問は
終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に
引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時53分散会